
第二次志木市将来ビジョン(素案)

(第六次総合振興計画)

将来構想/前期実現計画

第三期志木市まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和 7 年8月

目次

第1編 将来構想

第1編 第二次志木市将来ビジョン・将来構想	1
将来ビジョンとは?	2
1. 将来ビジョンの趣旨	2
2. 将来ビジョンの構成	2
3. 計画期間	3
志木市を取り巻く社会環境	4
1. 市の概況	4
2. 社会背景と本市の特徴	4
3. 市民意向	8
まちづくりの主要課題とコンセプト	10
課題①：社会保障費の増加、社会資源の確保	10
課題②：出生数の減少	10
課題③：地域活動をめぐる環境変化	11
課題④：気候変動等に伴う災害の深刻化、インフラ老朽化への対応	11
課題⑤：ターゲットを意識した情報発信力・魅力発信力の向上	12
「まちづくりのコンセプト」まとめ	12
まちの将来像	13
将来像の実現に向けて	14

第2編 前期実現 計画

第2編 第二次志木市将来ビジョン・前期実現計画	19
第1章 誰もが健康で暮らせる共生社会をつくる	20
基本的施策1-1 健康、医療	20
基本的施策1-2 スポーツ推進	24
基本的施策1-3 支えあい、福祉、セーフティネット	28
基本的施策1-4 高齢者の生活支援、介護	32
第2章 未来を支える次世代を育む	36
基本的施策2-1 子ども・子育て支援	36
基本的施策2-2 学校教育	40
第3章 まちの魅力を高め、地域を活性化する	44
基本的施策3-1 産業振興、就業支援	44
基本的施策3-2 にぎわい創出、観光	48
基本的施策3-3 緑地、水辺、公園	52
基本的施策3-4 市民協働、コミュニティ、交流	56
基本的施策3-5 生涯学習、文化振興、文化財	60
第4章 安全・安心、快適な暮らしを支える	64
基本的施策4-1 都市基盤、住宅、道路、上下水道	64
基本的施策4-2 交通利便性、交通安全	68
基本的施策4-3 防災・防犯	72
基本的施策4-4 地球環境保全、資源利活用	76
第5章 持続可能で成長するまちをつくる	80
基本的施策5-1 健全な行財政、自治体DX、公共施設マネジメント	80
基本的施策5-2 情報公開、広報・広聴、シティプロモーション	84

第3編 総合戦略

第3編 第三期志木市まち・ひと・しごと創生総合戦略 93

基本的な考え方..... 94

1. 計画策定の趣旨 94
2. 第三期志木市総合戦略の位置づけ..... 94
3. 計画期間 95
4. 目標指標・重要業績評価指標（KPI）の設定..... 95
5. デジタル田園都市国家構想総合戦略との関係..... 95
6. 目指すべき将来の方向 96
7. 将来の人口展望 96

基本目標..... 97

- 基本目標1 働 く 98
- 基本目標2 暮らす 98
- 基本目標3 育 む 99
- 基本目標4 活躍する 99

第1編

将来構想

第1編 第二次志木市将来ビジョン・将来構想

1 将来ビジョンとは？

1. 将来ビジョンの趣旨

本市は、昭和45年の市制施行以来、市の計画の中で最も上位に位置づけられる計画として、市が目指すまちづくりの重要な指針である「総合振興計画」を策定してきました。平成23年の地方自治法改正により、市町村における策定義務は撤廃されましたが、本市では、引き続き平成28年度から令和7年度までを計画期間とする「志木市将来ビジョン(第五次志木市総合振興計画)」を策定し、計画的な体系の中でまちづくりを推進してきました。

この度、「志木市将来ビジョン(第五次志木市総合振興計画)」の計画期間が令和7年度をもって終了することに伴い、これからも選ばれ続ける志木市の実現に向け、昨今の社会経済環境の変化に対応した、今後10年間のまちづくりの基本的な方向を示す指針として「第二次志木市将来ビジョン(第六次志木市総合振興計画)」(以下「将来ビジョン」という。)を策定します。

2. 将来ビジョンの構成

将来ビジョンは、「将来構想」と「実現計画」の2層構造とします。

構 成	内 容
将来構想	まちづくりの基本的な考え方やまちの将来像を実現するため、基本的な方向性を掲げるとともに施策の柱を示すものです。
実現計画	将来構想を実現するため、施策の柱に紐づく基本的施策に基づいた横断的な施策や分野ごとの施策を体系的に示すものです。

※ 個別具体的な事業は、各所属で作成する分野別計画に位置づけることとします。

※ 「実現計画」は、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項の規定に基づき策定する「第三期志木市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の機能を持ちます。

3. 計画期間

将来構想の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。また、実現計画の計画期間は社会経済の環境の変化等に対処できるよう、前期・後期に分割し、各期5年とします。

年度 計画	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
将来構想 (10年)										
実現計画 (各期5年)										

2

志木市を取り巻く社会環境

1. 市の概況

本市は埼玉県南西部に位置し、政令指定都市のさいたま市と荒川を隔てて隣接しています。

首都近郊25km圏内、東武東上線で池袋まで約20分、東京メトロ有楽町線で永田町まで約40分、東京メトロ副都心線で渋谷まで約40分、東急東横線との相互直通運転により横浜まで約70分の距離にあり、交通の利便性に恵まれています。

面積は9.05km²で、荒川、新河岸川、柳瀬川の3本の川が流れ、荒川低地と武蔵野台地という2つの特徴ある地形によって、構成されています。

古くは江戸時代の新河岸川舟運を中心とした商業と農業のまちとして発展してきましたが、大正3年に鉄道が開通し、従前の商業都市の性格に加え、都市近郊の住宅都市としての性格が強まりました。

<本市と周辺都市の状況>



2. 社会背景と本市の特徴

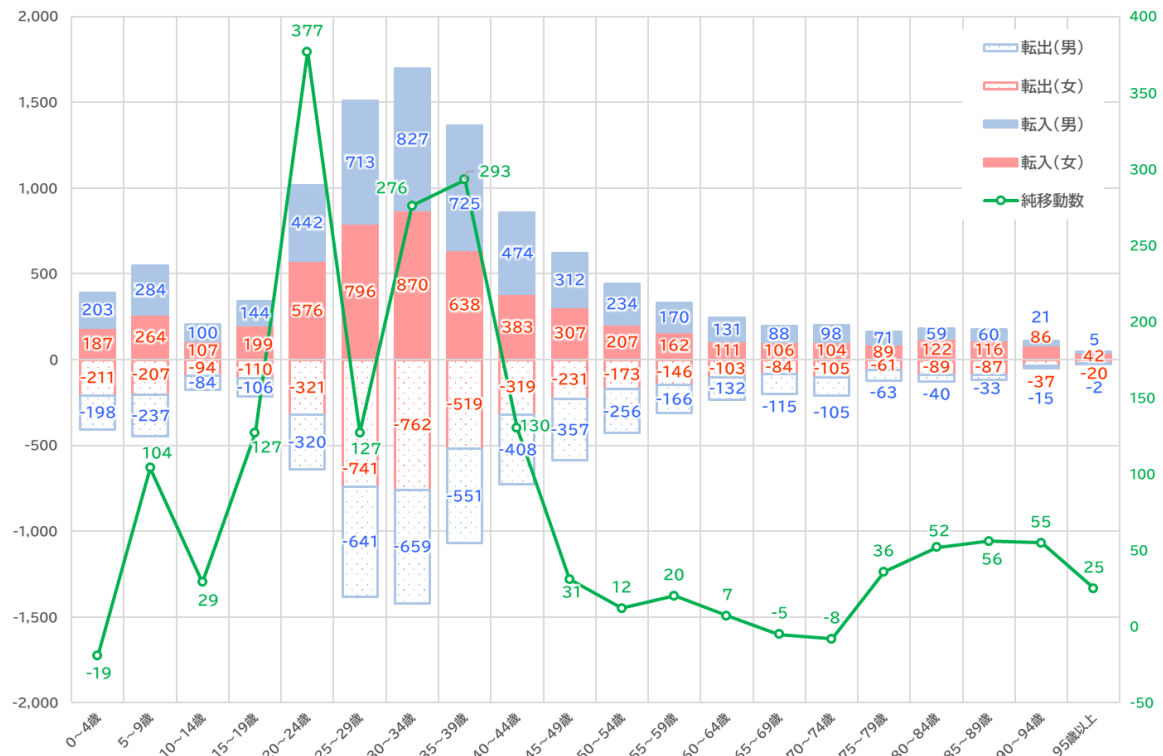
(1) 人口減少・少子高齢化の進行

近年、人口減少の進展により、国の総人口は令和2年で1億2,615万人となっています。国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の令和5年推計によると、令和52年には9,000万人を割り込むと推計されています。

本市の人口は、今後もしばらく増加傾向を維持すると予想されていますが、令和17年をピークに減少に転じると推計されています。

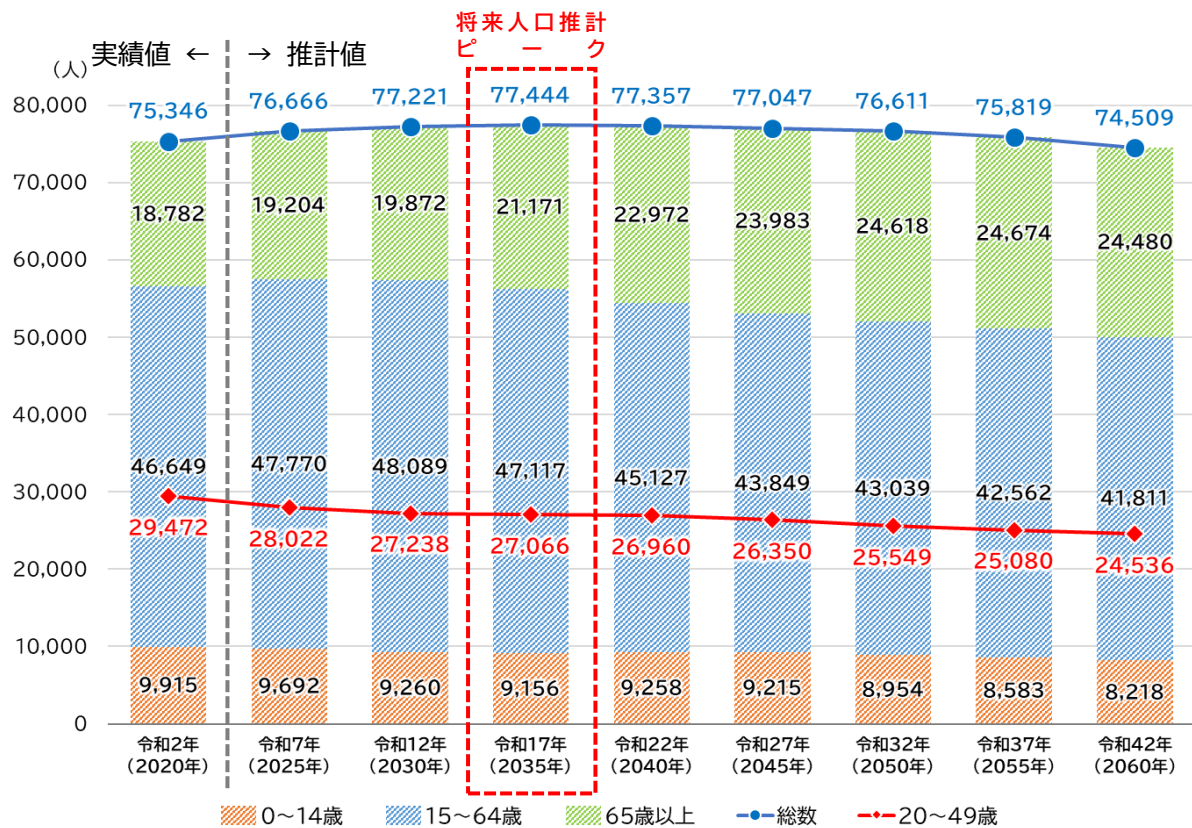
都心のベッドタウンとしての役割も果たす本市においては、現時点では、男女ともに20～40歳代の転入が多いことが人口動向の特徴です。しかしながら、将来的には若い世代についても減少していくと推計されていることから、長期的な視野に立った対策が求められています。

<性別・年齢階級別の転入数・転出数(社会増減)の推移(平成27年～令和2年)>(人)



出典:国勢調査(令和2年)

<社人研による志木市の将来の人口推計>



出典:国立社会保障・人口問題研究所令和5年推計に基づく推計

(2) 市民活動・経済活動の状況

本市においては、これまで市民が主体的に地域課題の解決やまちづくりに参画する「市民力」(市民が持っている知識や経験、熱意や人のつながり等、一人ひとりの力)を重視し、さまざまな取組を進めてきました。しかし、近年では町内会の加入率も減少傾向にあり、会員の高齢化や共働き世帯の増加等の影響により、これまでと同様の地域活動の継続は困難になることが予想され、時代にあわせた活動形態へとシフトしていくことが求められています。

また、地域経済と雇用を支える市内企業についても、新たなオフィスビルや工業団地の整備といった大型事業を実現することは、狭隘な市域では難しい状況であることから、個人の起業や新たな分野での創業が期待されています。さらには、商業分野における商店や飲食店の増加等、市民の利便性向上にも資する発展が求められています。

(3) 多様化・複雑化する福祉ニーズへの対応

全国的な高齢化に伴い、今後も社会保障費の増加が見込まれる中で、家族形態の変化等による高齢世帯の孤立や、ヤングケアラー、ひとり親世帯の増加等、多様化・複雑化するニーズに対応していくことが求められています。

本市では、令和5年に「志木市地域共生社会を実現するための条例」を制定し、みんなが互いにつながり、個性や生き方を尊重し、支え合うことで、すべての人が安心して生活できることを目指した地域福祉の推進に取り組んでいます。

一方で、地域福祉の担い手として重要な役割を果たしている市民活動やボランティア活動については、高齢化や後継者の不足、支援対象者の増加等の影響により、個人の負担が重くなり、一部の活動では欠員も発生しています。今後、どのように継続していくかが重要な課題となっています。

(4) 脱炭素型まちづくりの推進

国では、令和32年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しており、その実現に向けて、住宅・建築物等の省エネ性能の向上、コンパクト・プラス・ネットワークやグリーンインフラの整備等をはじめとした、「脱炭素型のまちづくり」等を推進しています。

本市においても、令和32年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「志木市ゼロカーボンシティ」を令和6年に宣言し、これを実現するための具体的な行動計画として「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、脱炭素型まちづくりに取り組んでいます。

(5) 時代に対応した教育の深化と教育環境の整備

国では、学校のICT環境整備を図り、学習活動の一層の充実を図る「GIGAスクール構想」を推進するとともに、「令和の日本型学校教育」を掲げ、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」を目指しています。

本市においても、「GIGAスクール構想」に基づき、児童生徒1人1台の端末を整備し、高速大容量の通信ネットワーク環境を構築しています。また、令和7年度から全中学校区で小中一貫教育を本格的に開始し、義務教育9年間を見通した一貫性・継続性のある指導計画のもと、児童生徒の可能性を最大限に引き出すことを目指す等、市独自の特徴的な教育環境の形成に取り組んでいます。

小中一貫教育写真

(6) あらゆる分野を対象としたDXの推進

国では、社会経済における諸課題の解決に向けて、デジタル技術を活用したあらゆる分野でのDX(デジタルトランスフォーメーション)が推進されています。令和4年には「デジタル田園都市国家構想」が掲げられ、デジタルの力を活用した課題解決や地域の魅力向上に向けた取組により、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現を目指すこととされています。

本市においては、自治体DXを推進し、行政事務の効率化と一層の行政サービスの向上を図るため、令和3年に「志木市ICT戦略ビジョン」を策定するとともに、オンラインでの手続きを増やすことで「市役所に行かなくていい」仕組みづくりを推進しています。

(7) 強靱で安全・快適な都市基盤の構築

近年、毎年のように全国各地で地震、風水害等の自然災害が激甚化・頻発化していることから、災害に対する事前の備えとして、最悪の事態を念頭に置き、人命を守ったうえで、被害の最小化、迅速な回復を図る、「国土強靱化」のまちづくりが求められています。また、道路、上下水道施設等、都市インフラの老朽化も課題となっています。

本市は、荒川・新河岸川・柳瀬川の河川に囲まれており、洪水リスクが高い地域であること等、その地域特性を踏まえた災害対策に取り組むとともに、市民と連携しながら地域全体で災害に備える体制づくりを推進しています。また、老朽化した都市インフラについては、安全確保のための点検の充実と、効果的・効率的な更新を進めていくことが重要であり、持続可能な行財政運営と両立した取組が求められています。

3. 市民意向

(1) 市民意識調査

【調査の概要】

調査対象	18 歳以上の市民 3,000 人
調査方法	無作為抽出による郵送配布、郵送回収またはインターネット回収
調査期間	令和 6 年 9 月 20 日(金)～令和 6 年 10 月 18 日(金)
回収結果	有効回収数 929 件（うちインターネット回答 235 件） 回収率 31.0%

【主な結果】

- ◆ 定住意向は72%となっており、住み続けたい理由としては「交通の利便性」や「居住環境」、「自然環境」のよさ等が挙げられています。
- ◆ 今後重点的に取り組むべき施策は「防災・防犯対策」が最も多く、若い世代は「学校教育」や「子育て支援」への要望も多くなっています。
- ◆ 地域活動への参加は、どの年齢・地域においても「まったく参加していない」が最も多くなり、参加していない理由として、「参加する時間がない」ことが多く挙げられています。

(2) 子育て世帯向けアンケート調査

【調査の概要】

調査対象	市内で小学校 6 年生までのお子さんを育てられている 1,500 世帯
調査方法	無作為抽出による郵送配布、郵送回収またはインターネット回収
調査期間	令和 6 年 9 月 20 日(金)～令和 6 年 10 月 18 日(金)
回収結果	有効回収数 639 件（うちインターネット回答 314 件） 回収率 42.6%

【主な結果】

- ◆ 志木市への転入を決める際、特に重視した理由としては、「実家に近い」「住宅・土地の価格・家賃が適正・安価」のほか、「職場に近い」が挙げられています。
- ◆ 子どもを持つための必須条件としては、「仕事と子育てが両立できる状態にあること」が最も多くなっています。
- ◆ 子育て環境では「買い物など日常生活の環境」、「保育・幼稚園の環境」、「住居と職場の距離」には「満足」が多くなっていますが、「遊び場や公園」や「自然災害に対する安全性」では「不満」も多くなっています。

(3) 市民ワークショップ

【開催概要】

参加者	公募市民、各回のテーマに関連するまちづくり関連団体の市民、市役所の若手職員
開催日程	キックオフミーティング 令和6年11月6日(水) 市長による本市における施策・取組の説明 34名参加
	第1回 令和6年11月19日(火) テーマ「市民力が生きるまちづくり」 25名参加
	第2回 令和6年11月20日(水) テーマ「市民を支える快適なまちづくり」 23名参加
	第3回 令和6年11月21日(木) テーマ「活力と潤いのあるまちづくり」 19名参加
	第4回 令和6年11月27日(水) テーマ「未来を支えるまちづくり」 24名参加
	第5回 令和6年11月28日(木) テーマ「健全でわかりやすい行政運営」 18名参加

【主な結果】

- ◆ ワークショップはワールドカフェ方式で実施し、前計画の「志木市将来ビジョン」で掲げた5つの基本目標をテーマに、関連分野に対する課題やアイデア、本市がこれから目指すべき方向性について自由に話し合い、各回の成果は、イラストやアイコンを用いてビジュアルに記録する“グラフィックレコーディング”によりとりまとめました。
- ◆ 各回とも多くの意見・アイデアをいただきました。中でも、各テーマに共通して、市が実施している制度や事業の情報について、必要な人に必要な時に届けられるよう「情報発信の強化」が必要という意見が多くみられました。
- ◆ 「市民団体・活動も含む、多様な主体との交流・連携・協働」や、「市民が集える場所やイベントの創造」といった意見・アイデアも多く、これまで本市が取り組んできた市民力によるまちづくりについて、さらに推進が必要との方向性も確認できました。

3

まちづくりの主要課題とコンセプト

市の現況を踏まえ、以下のとおり本市における課題を整理し、課題解決を図るためのまちづくりのコンセプトを設定します。

課題①：社会保障費の増加、社会資源の確保

本市の人口は、令和 17 年をピークに減少に転じるとともに、少子高齢化がさらに進行することが推計されていることから、社会保障費の増加が見込まれるほか、福祉サービス等を支える社会資源の確保が課題となります。



互いに支えあい、健康に自分らしく暮らせるまち

健康でいつまでも自分らしく生活し、地域で活躍できるまちの実現に向け、みんなが互いにつながり、支え合うことで、すべての人が安心して生活することができるまちづくりを推進する必要があります。

また、市民や関係団体、行政が一体となって地域での健康づくりを推進し、健康寿命の延伸に向けて取り組む必要があります。

課題②：出生数の減少

本市の合計特殊出生率は、これまで県や国の平均よりも高い水準で推移してきましたが、近年では大幅に減少しており、人口動態も自然減（死亡数が出生数を上回る状況）へと転じました。

子育て世帯へのアンケートでは、子どもを持つための必須条件としては「仕事と子育てが両立できる状態にあること」が最も多く、20～40 歳代の転入が多いという特徴をもつ本市においては、さらなる子育て支援の充実が重要となっています。



子育て世代が住みやすいまち

子育てに伴う不安を軽減する支援、次世代を担う子どもたちがのびのびと育つ教育環境の整備等、あらゆる分野の施策を動員し、次世代を育む環境を整備する必要があります。

課題③：地域活動をめぐる環境変化

近年では、町内会やPTAの加入率も減少傾向にあり、会員の高齢化や共働き世帯の増加等の影響による地域活動の担い手が不足しているという現状があります。

また、地域活動に参加していない理由として、「時間が取れない」や「活動をするきっかけがない」等が多く挙げられており、市民協働のあり方について、市民のライフスタイルの変化にあわせたものとしていく必要があります。



「市民力」が躍動するまち

本市では、市民（市民団体を含む）と行政が対等なパートナーとして市民協働のまちづくりを推進しており、引き続き「市民力」をまちづくりの中心に据えていくとともに、時代の変化にあわせ、より多くの市民が参加しやすい形態となるよう、支援等を推進していく必要があります。

課題④：気候変動等に伴う災害の深刻化、インフラ老朽化への対応

近年では、気候変動等の影響により、頻発する局所的な豪雨や、突風、竜巻等、気象災害も深刻化していることから、迅速な情報発信を含めた災害対応の強化が求められています。

また、道路、上下水道等の都市インフラについては、老朽化が進み、今後も適切な更新・維持管理が求められるとともに、道路のバリアフリーや冠水対策等、快適かつ安全・安心に暮らせる都市基盤整備の推進が求められています。



安全・安心に暮らせるまち

気候変動に伴い深刻化する災害や、大規模地震から市民の生命・財産を守るため、災害時の情報発信を含めた取組を強化する必要があります。

また、安全・安心に生活するための基盤となる都市インフラについて、適切な老朽化対策を進めていく必要があります。

課題⑤：ターゲットを意識した情報発信力・魅力発信力の向上

社会情勢の変化やライフスタイルの多様化に伴い、市民ニーズの多様化が進む中、必要な情報を、必要な時に、必要な相手に届けることが求められています。

また、「選ばれ続ける」志木市であるためには、市で行っている取組や市の魅力について、市内の利用者等に伝えるだけではなく市外へのプロモーションという視点をもって情報発信をしていく必要があります。



「知りたい」が見つかる、「伝えたい」が届くまち

すべての施策において、必要な情報を、必要な時に、必要な相手に届けることができるようターゲットを意識した情報発信を行うとともに、シティプロモーションの視点から、市独自の取組や市の魅力等を市外へ積極的に発信していく必要があります。

「まちづくりのコンセプト」まとめ

- 互いに支えあい、健康に自分らしく暮らせるまち
- 子育て世代が住みやすいまち
- 「市民力」が躍動するまち
- 安全・安心に暮らせるまち
- 「知りたい」が見つかる、「伝えたい」が届くまち

⇒ まちづくりの課題を解決し、「選ばれ続ける志木市」を実現するために必要な視点です。

⇒ 横断的、重層的な取組が必要となるため、すべての施策の企画立案、事業の実施において、この5つの視点を意識することが求められます。

第二次志木市将来ビジョンにおけるまちの将来像は、次のとおりとします。

よりそう想い 広がる絆

いいね！がいっぱい 志木のまち

よりそう想い 広がる絆

【解説】

- 志木市の市民力や、小さい市だからこそ生まれる人と人のつながりの強さを表現しています。志木市に関わる全ての人々が、互いによりそい、支えあう、やさしさにあふれるまちづくりを進めていきます。

市民の皆さんからいただいた関連キーワード

「よりそう」、「支えあい」、「人とつながる」、「ひとりにさせない」、「やさしさ」、「心」、「ともに育てる」、「声を掛け合う」等



いいね！がいっぱい 志木のまち

【解説】

- 志木市の良さ・魅力・愛着があふれるまちづくり、志木の魅力や取組に、市民や来訪者等、市内外の誰もが、思わず「いいね！」と共感するようなまちづくりを進めていきます。

市民の皆さんからいただいた関連キーワード

「住みやすいまち」、「居心地のいいまち」、「選ばれるまち」、「住むなら志木市」、「志木愛」、「国際交流」、「文化の継承」等



5 将来像の実現に向けて

- ・「まちづくりの主要課題」を解決し、「まちづくりのコンセプト」に沿って施策を進めることにより、「将来像」を実現します。
- ・施策の推進にあたっては、「施策の柱」と、「基本的施策」を設定し、体系化することで、計画的・組織的に施策を進めます。

まちの将来像『よりそう想い 広がる絆 いいね！がいっぱい 志木のまち』

【施策の柱】

1. 誰もが健康で暮らせる
共生社会をつくる

2. 未来を支える次世代を育む

3. まちの魅力を高め、
地域を活性化する

4. 安全・安心、快適な暮らし
を支える

5. 持続可能で成長するまち
をつくる

【基本的施策】

- ①健康、医療
- ②スポーツ推進
- ③支えあい、福祉、セーフティネット
- ④高齢者の生活支援、介護

- ①子ども・子育て支援
- ②学校教育

- ①産業振興、就業支援
- ②にぎわい創出、観光
- ③緑地、水辺、公園、
- ④市民協働、コミュニティ、交流
- ⑤生涯学習、文化財、文化振興

- ①都市基盤、住宅、道路、上下水道
- ②交通利便性、交通安全
- ③防災・防犯
- ④地球環境保全、資源利活用

- ①健全な行財政、自治体DX、公共施設マネジメント
- ②情報公開、広報・広聴、シティプロモーション
- ③人権、男女共同参画

【施策の柱・１】 誰もが健康で暮らせる共生社会をつくる

基本的施策① 健康、医療

誰もがいつまでも健康に過ごせるように、「みんなで進める健康寿命日本一のまちづくり」を目指し、市民や関係団体、行政が一体となって、心身の健康づくりはもちろん、主観的健康感を高める活動も含めた取組を展開します。

基本的施策② スポーツ推進

市民一人ひとりのライフスタイルにあわせてスポーツができる環境づくりを推進するとともに、豊富なノウハウを有する市民団体や民間事業者と積極的に連携を図ることによりスポーツ人口の拡大につなげます。

基本的施策③ 支えあい、福祉、セーフティネット

障がい者や高齢者、日々の生活に困難を感じている人もそうでない人も、まるごとつながる地域共生社会を実現するため、あらゆる機関と連携して、みんなで助け合う、支え合いのあるまちづくりを推進します。

基本的施策④ 高齢者の生活支援、介護

市民力による介護予防の推進、在宅生活をおくるための支援・サービス提供体制を構築し、地域の誰もがいつまでも生きがいを持って暮らすことができる施策を展開します。

【施策の柱・２】 未来を支える次世代を育む

基本的施策① 子ども・子育て支援

子育てに伴う不安や孤立感を軽減するとともに、市民力を活用しながら仕事と子育ての両立や在宅子育ての支援、地域における子育て相談や見守り体制の充実、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりを推進することで、すべての子ども・子育て家庭を支援する施策を展開します。

基本的施策② 学校教育

「次代を担うたくましい志木っ子」を育成するため、小中一貫教育の取組や ICT 環境等の教育環境の整備、地域との連携の推進等、義務教育9年間における教育の質を向上させる施策を展開します。

【施策の柱・3】 まちの魅力を高め、地域を活性化する

基本的施策① 産業振興、就業支援

中心市街地をはじめとする商業振興や地域農業の活性化等、あらゆる分野の産業を支援するとともに、起業支援等により市内における事業所数を増やし、働く場の創出とにぎわいづくりにも資する施策を展開します。

基本的施策② にぎわい創出、観光

地域資源を生かし、地域活性化に資するイベント等を実施するとともに、本市の魅力を市内外に発信することにより、来訪者の増加を目指します。

基本的施策③ 緑地、水辺、公園

計画的な公園の改修や斜面林等民地に残る緑の保全、水辺空間の利活用を図りながら、市民の活動の場、憩いの場等を提供することで、市街地の潤いづくりを推進します。

基本的施策④ 市民協働、コミュニティ、交流

市民(市民団体)・企業と行政が対等なパートナーとして連携を図り、相互に市民協働のまちづくりを推進します。また、町内会等の地域活動については、社会情勢の変化を背景にその活動形態に変化がみられることから、市の支援や協働についてもより効果的な手法を用いることで市民主体のまちづくりをより一層推進します。

基本的施策⑤ 生涯学習、文化財、文化振興

乳幼児から高齢者まで、「いつでも どこでも だれでも学べるまち」を目指し、さまざまな生涯学習機会の提供に取り組むとともに、指定文化財等の保存・活用や、伝統文化・芸能の次世代への継承を支援し、地域文化を未来につなげていきます。

【施策の柱・4】 安全・安心、快適な暮らしを支える

基本的施策① 都市基盤、住宅、道路、上下水道

快適な市民生活を支える道路・橋梁、上下水道等の都市基盤については、長寿命化を見据えた適正な維持管理と計画的な更新・整備を行うとともに、歩道や生活道路の快適化を推進することにより、誰もが快適に暮らすことができる住まい・住環境の形成を目指します。

基本的施策② 交通利便性、交通安全

高齢者をはじめ、障がい者や小さいお子さんがいる子育て世帯等を対象とした交通弱者のための地域内交通の確保に努めます。また、交通安全施設の整備と適切な維持管理により、交通事故のない安全で安心なまちづくりを推進します。

基本的施策③ 防災・防犯

災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、避難所機能の強化及び自助・互助のネットワーク体制強化により防災機能を向上させ、災害に強いまちづくりを推進します。また、地域による防犯活動の支援等により、犯罪や火災を防ぐ安全で安心な地域社会の実現を目指します。

基本的施策④ 地球環境保全、資源利活用

省エネやリユースの推進等、誰もが身近なところで実行することができる取組の啓発を行うことで、地球環境にやさしいまちを目指します。また、事業者と協働し、ごみの発生抑制のため、分別の徹底及び食品ロスの削減に向けて取り組みます。

【施策の柱・5】 持続可能で成長するまちをつくる

基本的施策① 健全な行財政、自治体DX、公共施設マネジメント

社会保障費や老朽化した公共施設の維持管理費の増加を見据え、安定的な行財政運営に努めます。また、自治体DXや公共施設マネジメントの推進により、行財政運営の効率化を図り、市民サービスの向上につなげます。

基本的施策② 情報公開、広報・広聴、シティプロモーション

広報紙や市ホームページ、メール配信、ソーシャルメディア、記者発表等のさまざまなメディアを通じて、市内外へ積極的かつタイムリーな情報発信を実施することにより、シティプロモーションを推進します。また、市民からの提案や要望等を聴取し、市政に反映させるための広聴活動に取り組みます。

基本的施策③ 人権、男女共同参画

あらゆる人権問題について正しい理解と認識を深めながら、人権意識の高揚を図り、差別や偏見のない明るい地域社会の実現に努めます。また、全ての市民が性別に関わらず互いの人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。

第2編

前期実現計画

第2編 第二次志木市将来ビジョン・前期実現計画

第1章 誰もが健康で暮らせる共生社会をつくる

基本的施策1－1 健康、医療

〔 目指すべき方向性 〕

- 「みんなで進める健康寿命日本一のまちづくり」を基本理念として、健康寿命の延伸に向けた取組を推進します。
- すべての市民が人生100年時代を自分らしく生き、身体的、精神的、社会的にも楽しくいきいきと輝き活動できる健康づくりに取り組みます。

〔 現状 〕

- 子どもから高齢者まですべての市民が積極的に、また自然と健康づくりにつながる行動ができるよう、さまざまな取組を進めています。
- ライフステージに応じたそれぞれの特性やニーズ、健康課題を把握し、切れ目のない取組を進めています。
- 市民主体の地域での健康づくりを推進しています。
- 朝霞地区医師会及び朝霞地区の医療機関と連携し、医療体制の充実を図っています。
- 自殺者数の増加や国の動向を踏まえ「市民が互いにこころのサインに気づくまち～誰もがこころのほっとラインを持って～」を基本理念に自殺対策を進めています。

〔 課題 〕

- 地域のつながりが強い地域では主観的健康感が高く、良い健康習慣を実践できている傾向にあることから、地域での健康づくり活動を促進する取組が求められます。
- 重複頻回受診・重複多剤服薬について、適切な指導を行う必要があります。
- 死因別死亡数ではがんが最も多く、埼玉県及び全国よりも高い割合となっています。
- 生涯にわたって自分の歯を保ち、食事をおいしく食べ、会話を楽しみ、健やかな生活を送るため、オーラルフレイル対策や口腔機能の維持・向上対策、さらには食育推進の取組が必要です。
- 国民健康保険の1人あたりの医療費は、医療の高度化の影響により増加傾向にあります。また、団塊世代の高齢化に伴い、後期高齢者医療制度や介護保険への拠出は増加傾向にあり、県に対する納付金の一人あたりの単価も増加しています。

〔 施策体系 〕

1-1 健康、医療

- 1-1-1 健康意識の啓発と健康管理の促進
- 1-1-2 健康的な生活習慣の実践の推進
- 1-1-3 途切れることのない健康づくりの推進と環境づくり
- 1-1-4 歯と口腔の健康づくりの推進
- 1-1-5 食を通じたまちづくり
- 1-1-6 地域医療体制の充実
- 1-1-7 国民健康保険事業等の安定運営

〔 具体的施策 〕

1-1-1	健康意識の啓発と健康管理の促進	3 すべての人に健康を維持する
前向きな気持ちや価値観から自分が健康で幸せだと感じられる人生を市民が歩んでいけるよう、一人ひとりの健康意識を高め、適切な健康管理を実践できるよう取組を推進します。		【主な事業】 ・健康寿命のばしマッスルプロジェクト ・自己採取 HPV 検査事業 ・ポリファーマシー対策事業 ・健康づくり市民公開講座 ・ミニ健康フェア
1-1-2	健康的な生活習慣の実践の推進	3 すべての人に健康を維持する
「身体活動・運動」「休養・こころの健康」「喫煙」「飲酒」の各分野における生活習慣について、性別に関わらず、子どもから高齢者まで一人ひとりのライフスタイルに合った取組を継続して実践できるよう施策を推進します。		【主な事業】 ・働く世代の健康づくり事業 ・こころの相談事業 ・COPD 認知度普及啓発事業 ・節酒支援プログラム（HAPPY プログラム） ・一般介護予防事業
1-1-3	途切れることのない健康づくりの推進と環境づくり	3 すべての人に健康を維持する
妊娠期から高齢期まで途切れることなくライフステージに合わせた健康づくりと女性・子ども・高齢者に焦点を当てたライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを包括的に推進します。また、人や地域とのつながりを深め、生涯現役で地域の健康づくりを支える人財の育成を進めます。さらに、行政、市民団体、事業所等が連携し、自然に健康づくりにつながる行動をとることができる環境を整えるとともに、職域における健康づくりを推進します。		【主な事業】 ・産前・産後サポート事業 ・志木っ子元気！子どもの健康づくりプロジェクト ・食と健康のスマート・マスター育成講座 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ・骨粗しょう症検診 ・健康経営の推進

1-1-4	歯と口腔の健康づくりの推進	3 すべての人に健康と福祉を
歯と口腔の健康が全身の健康に影響することから、歯科検診や口の中を清潔に保つことの重要性を周知します。また、オーラルフレイルの早期発見、口腔機能向上を図る事業を実施します。		【主な事業】 ・ 5 歳児親子歯科検診事業 ・ むし歯ゼロ作戦 ・ 歯周病リスク検査 ・ 舌圧測定 ・ フレイル予防プロジェクト
1-1-5	食を通じたまちづくり	3 すべての人に健康と福祉を
食に関する価値観やライフスタイルの多様化が進む中、知識や適切な食習慣を身につけることができるよう取組を推進します。 また、4つの食育の「わ」を意識することで、食べることの大切さや楽しさを実感し、豊かな食生活ができるよう支援します。		【主な事業】 ・ おいしく減塩！「減らソルト」プロジェクト ・ 食育推進事業 ・ 高齢者の孤食防止事業 ・ 食と健康のスマート・マスター育成講座 ・ 食生活改善推進員養成講座
1-1-6	地域医療体制の充実	3 すべての人に健康と福祉を
誰もが、いつでも、どこでも症状に応じた医療が受けられるよう、地域の医療関係団体と連携し地域医療体制の充実に取り組めます。		【主な事業】 ・ 休日における救急医療の確保 ・ 休日及び夜間の第二次救急医療施設病院の運営補助 ・ 小児救急医療の運営補助 ・ 地域医療連絡協議会の開催 ・ AED の普及促進
1-1-7	国民健康保険事業等の安定運営	3 すべての人に健康と福祉を
医療費の適正化や保健事業の実施により国民健康保険事業の安定運営に努めます。また、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し保健事業に取り組む等、後期高齢者医療制度の安定運営を図ります。		【主な事業】 ・ 糖尿病性腎症重症化予防対策事業 ・ 後発医薬品利用促進事業 ・ 重複頻回受診・重複多剤服薬者支援事業

〔 成果指標 〕

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
健康寿命の延伸 (65 歳健康寿命)	男性 18.43 年 女性 21.56 年	男性 18.85 年 女性 22.13 年
いろは健康ポイント事業の参加者数	壮年期 1,163 人 高齢期 2,230 人	壮年期 2,040 人 高齢期 3,960 人
社会活動を行っている人の割合	青年期 17.4% 壮年期 23.0% 高齢期 38.1%	青年期 20%以上 壮年期 25%以上 高齢期 40%以上

〔 関連する分野別計画 〕

いろは健康 2 1 プラン (第 5 期)・志木市食育推進計画 (第 3 期)
 ・志木市歯と口腔の健康プラン (第 3 期) 令和 6 年度～令和 17 年度
 第 3 期志木市国民健康保険保健事業実施計画 (データヘルス計画)
 ・第 4 期志木市特定健康診査等実施計画 令和 6 年度～令和 11 年度
 市民のこころと命を守るほっとプラン (第 2 期)～志木市自殺対策計画～
 令和 6 年度～令和 17 年度

基本的施策１－２ スポーツ推進

〔 目指すべき方向性 〕

- 「いつでも・どこでも・だれでもスポーツを楽しめる夢のあるまち」の実現に向け、市民一人ひとりのライフスタイルに合わせてスポーツができる環境づくりを推進します。

〔 現状 〕

- 週１回以上のスポーツ実施率は、新型コロナウイルス感染症の影響も受け低下しています。また、興味・関心はあるが、スポーツをしていない人が多い状況です。
- ウォーキングやジョギングといった身近な運動を行っている人が多く、その理由として、健康づくりや体力づくりを目的としている市民が多い状況です。
- 時代とともにスポーツを取り巻く環境が変化しており、従来の伝統的なスポーツに加え、音楽・ファッション等、若者文化の要素を取り入れたアーバンスポーツ等が、特に若い世代を中心に親しまれています。

〔 課題 〕

- それぞれの年代やライフスタイルに合わせ、誰もが気軽にスポーツ活動を始められる機会・環境を作ることが必要です。また、市民に情報が届くよう、時代の変化に合わせ、必要な時にすぐにスポーツに関する情報にアクセスできる環境をつくる必要があります。
- 誰もが気軽にスポーツを続けられるように、環境の維持や施設の整備を行う必要があります。さらに、公共のスポーツ施設の整備を望む声も多くあり、市民が快適にスポーツを行えるよう環境を整備し、利用促進を図る必要があります。
- 新しいスポーツを楽しむ機会を創出することで市民のスポーツ実施率の向上を図る必要があります。

〔 施策体系 〕

1-2 スポーツ推進

- 1-2-1 ライフスタイルに応じたスポーツ習慣・健康づくりの機会の充実
- 1-2-2 スポーツにかかわるきっかけづくり
- 1-2-3 スポーツ・レクリエーション活動を支える環境づくり

〔 具体的施策 〕

1-2-1	ライフスタイルに応じたスポーツ習慣・健康づくりの機会の充実	3 すべての人に 健康と福祉を
市民の誰もが、ライフスタイルに応じてスポーツに親しむことができるよう「場づくり」等の機会を提供するとともに、関係機関とも連携を図り、スポーツ事業に取り組んでいきます。		【主な事業】 ・20歳以上のスポーツ機会の充実 ・子どものスポーツ機会の充実 ・高齢者のスポーツ機会の充実 ・障がい者のスポーツ機会の充実
1-2-2	スポーツにかかわるきっかけづくり	3 すべての人に 健康と福祉を
スポーツを楽しむために必要な情報提供の体制を強化するとともに、民間のスポーツ施設・団体とも連携しながら、スポーツに関わるきっかけづくりを推進します。		【主な事業】 ・スポーツ事業の充実 ・民間のスポーツ施設・団体との連携 ・情報提供の体制の強化
1-2-3	スポーツ・レクリエーション活動を支える環境づくり	3 すべての人に 健康と福祉を
市民の誰もがスポーツに親しめる環境づくりを目指し、さまざまな立場・背景・特性を有した人・組織が「あつまり」、「ともに」連携・協力し、「つながり」を感じながら「ささえる」スポーツ環境の充実を図ります。		【主な事業】 ・スポーツ団体の育成・支援 ・スポーツを支える市民の支援 ・公共スポーツ施設の整備・活用 ・学校施設の整備・活用

〔 成果指標 〕

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
20 歳以上のスポーツ実施率	45.8% (R4)	65.0%
学校施設開放登録者数	4,290 人	5,000 人

〔 関連する分野別計画 〕

第 3 期志木市スポーツ推進計画 令和 5 年度～令和 9 年度

基本的施策１－３ 支えあい、福祉、セーフティネット

〔 目指すべき方向性 〕

- 地域共生社会を実現するための条例に基づき、「わかりあい 支えあい 誰もが輝く社会」を実現していきます。
- 誰もが住み慣れた地域で、必要なサービスを受けられ、自分らしい生活ができるまちづくりを推進します。

〔 現状 〕

- みんながつながり、個性や生き方を尊重し、支え合うことで、すべての人が安心して、生活できることを目指し、令和５年４月に「志木市地域共生社会を実現するための条例」を施行しました。
- 基幹福祉相談センターを中心に、8050等の複合的な課題への対応や、高齢、障がい、子ども、生活困窮施策等の垣根を超えた支援、制度を横断的に支援する包括的相談支援体制を整備しています。
- 基幹福祉相談センターを基盤として、任意後見制度を含む成年後見制度の普及啓発、利用を促進しています。
- 地域のつながりの希薄化が進む中、すべての市民を対象とした「ホッとあんしん見守りネットワーク」による見守りや、基幹福祉相談センター等によるさまざまな相談に対する助言等、市民に寄り添った福祉施策を展開しています。

〔 課題 〕

- コロナ禍以降、地域の関係性がさらに希薄化していることから、見守りや支援を一層充実させていく必要があります。
- 障がい者が地域で自立した生活を送るため、さらに福祉サービスや支え合いの環境を充実させる必要があります。また、障がい者の受入施設の拡充、社会参加の促進等を図る必要があります。
- 相談者が抱える問題が複雑化・多様化するとともに、8050、ケアラー等、複合的な課題を抱えるケースが増加していることから、重層的な支援体制の充実が必要です。
- 基幹福祉相談センターで実施している生活困窮者自立支援法に基づく支援においても、多様化するニーズに対応する必要があります。
- ひきこもり、ケアラー、家族等支援、孤立・孤独、DV対策に向けて、相談体制の充実をはじめ、多分野との連携が求められています。
- 現在の配偶者暴力相談支援に加え、困難な問題を抱える女性支援への対応を拡充する必要があります。

〔 施策体系 〕

1-3 支えあい、福祉、セーフティネット

- 1-3-1 市民力との協働による地域生活課題への対応
- 1-3-2 重層的な支援体制の充実
- 1-3-3 生活困窮者等の自立のための環境づくり
- 1-3-4 ひきこもり、ケアラー、家族等支援、孤立・孤独対策
- 1-3-5 DVのない社会の実現と被害者支援

〔 具体的施策 〕

1-3-1	市民力との協働による地域生活課題への対応	 
地域福祉を推進するために必要な環境の整備や、地域の課題を包括的に受け止める場等を通じて、住民が互いに支え合い、主体的に地域課題を把握し解決を試みることができる体制づくりを支援します。		【主な事業】 ・基幹福祉相談センターと相談機関との連携 ・生活支援体制整備事業 ・ホッとあんしん見守りネットワーク ・いろは百歳体操 ・フレイル予防プロジェクト ・社会参加支援事業 ・地域共生社会を実現するための条例の普及啓発
1-3-2	重層的な支援体制の充実	  
地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）」、「参加支援」、「地域づくり」に向けた取組を一体的に進めます。		【主な事業】 ・基幹福祉相談センターによる相談支援 ・高齢者あんしん相談センターによる相談支援 ・こども家庭センターによる相談支援 ・障がい者等相談支援事業所による相談支援 ・年金相談
1-3-3	生活困窮者等の自立のための環境づくり	  
生活に困窮した人が、経済的な不安を解消し、地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携して生活困窮者の発見と経済的支援に努めるとともに、各種相談に対応しながら就労・自立に向けた継続的な支援を図ります。 また、誰もが身近な地域で働くことができ、就労希望者のニーズに対応できる多様な雇用の場の確保に努めます。		【主な事業】 ・自立相談支援事業 ・家計改善支援事業 ・就労準備支援事業 ・フードバンク事業 ・学習支援事業

1-3-4	ひきこもり、ケアラー、家族等支援、孤立・孤独対策	3 すべての人に 健康と福祉を	10 人権の尊重
「ひきこもり」等、生きづらさを抱えている方や、子どもや若者が家族のケア等を担ういわゆる「ヤングケアラー」の孤立を防ぐため、多様な主体が相互に連携を図りながら、社会全体で支えていけるよう、相談や情報共有等、分野横断的な支援を進めます。		【主な事業】 ・不登校・ひきこもりを対象とした外出支援事業 ・ヤングケアラー家事支援事業 ・ひきこもり家族教室 ・家族介護者交流事業	
1-3-5	DVのない社会の実現と被害者支援	3 すべての人に 健康と福祉を	5 ジェンダー平等を 実現しよう
DV のない社会の実現に向けた啓発をさらに推進するとともに、困難な問題を抱える女性についても、支援を必要とする人が早い段階で相談につながるよう、配偶者暴力相談支援センターをはじめ、関係機関とのネットワークを生かした支援体制の強化を図ります。		【主な事業】 ・配偶者暴力相談支援センターにおける相談・保護・自立支援 ・女性相談・男性相談 ・ドメスティック・バイオレンス対策庁内連携会議 ・ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク ・女性相談支援員の配置	

〔 成果指標 〕

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
「福祉の相談窓口」基幹福祉相談センターにおける相談連携先延べ件数	2,243 件	2,500 件
複数の生活上の課題を抱える方の支援を充実させるための「重層的支援体制整備事業」の実施	未実施	実施
就労準備支援事業利用実人数（年度）	17 人	40 人

〔 関連する分野別計画 〕

第 5 期志木市地域福祉計画	令和 7 年度～令和 11 年度
第 5 期志木市障がい者計画	令和 6 年度～令和 11 年度
第 7 期志木市障がい福祉計画	令和 6 年度～令和 8 年度
第 3 期志木市障がい児福祉計画	令和 6 年度～令和 8 年度
第 3 期志木市成年後見制度利用促進基本計画	令和 7 年度～令和 11 年度

基本的施策１－４ 高齢者の生活支援、介護

〔 目指すべき方向性 〕

- 市民力による介護予防の推進や、在宅生活を送るための支援・サービス提供体制を構築し、地域の誰もがいつまでも生きがいを持って暮らすことができる施策を展開します。

〔 現状 〕

- 高齢者福祉事業の量の目標を定め、供給体制の確保を図るための高齢者保健福祉計画と、必要なサービス量を見込み、介護サービスを提供する体制の確保を図るための介護保険事業計画を一体的に推進することで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくことができるような事業の展開を図っています。
- 高齢者あんしん相談センター等と連携しながら、高齢者が自分の意思で自分らしい生活を送ることができるよう、権利擁護や認知症施策を推進しています。

〔 課題 〕

- 元気な高齢者について、地域社会を支える一員として捉え、その力を活かしながら地域の活性化、高齢者の QOL の向上につなげることが重要です。
- 高齢者あんしん相談センターの機能強化や地域ケア会議を通じて、多様な職種や機関と連携協働し、高齢者のニーズと実態に合わせて、適切なサービス提供を行うコーディネート機能を強化する必要があります。
- 独居で身寄りがない高齢者や、キーパーソンがいない等の多問題事例に対応した、多分野にわたる包括的な支援、重層的支援体制の整備を推進する必要があります。
- 認知症になっても地域で暮らすことができるよう、早期診断・早期対応を促進するための相談支援体制を強化するとともに、認知症の人が参画しやすい機会を創出する必要があります。
- 要介護認定者数の増加が見込まれる中、介護サービスのニーズに対応するため、サービスの質の向上や介護サービスが適切に受けられる環境の整備を推進する必要があります。

〔 施策体系 〕

1-4 高齢者の生活支援、介護

- 1-4-1 健康づくり・介護予防の一体的な推進
- 1-4-2 地域活動への参加と生きがいづくりの促進
- 1-4-3 相談・支援体制の強化
- 1-4-4 在宅生活の継続支援
- 1-4-5 認知症施策の推進
- 1-4-6 介護保険事業の安定運営と介護保険サービスの向上

〔 具体的施策 〕

1-4-1	健康づくり・介護予防の一体的な推進	3 すべての人に 健康と福祉を 	11 健康増進を図る まちづくりを 	17 高齢者フレイルで 暮らしを支える 
フレイルチェックを通じて、自身の健康状態を把握することで要介護状態等となることを予防し、健康寿命の延伸を目指します。 また、高齢者がそれぞれの健康状態に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援していきます。		【主な事業】 ・フレイル予防プロジェクト ・いろは百歳体操 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ・介護予防・日常生活支援総合事業の充実 ・高齢者等買い物支援事業 ・生活支援サービス体制の整備の推進		
1-4-2	地域活動への参加と生きがいづくりの促進	3 すべての人に 健康と福祉を 	11 健康増進を図る まちづくりを 	17 高齢者フレイルで 暮らしを支える 
高齢者が社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながるという観点から、元気な高齢者を含めた地域住民の力を活用しながらインフォーマルサービスの充実を図ります。		【主な事業】 ・いきがいサロン事業 ・街なかふれあいサロン事業 ・生活支援体制整備事業 ・シニアボランティアスタンプ事業 ・老人クラブへの支援 ・地域敬老会支援事業 ・助け合いボランティア活動支援事業（しきボラねっと）		
1-4-3	相談・支援体制の強化	3 すべての人に 健康と福祉を 	11 健康増進を図る まちづくりを 	17 高齢者フレイルで 暮らしを支える 
相談が必要な高齢者の増加に対応するため、体制を強化するとともに 8050 等、複合化した課題や、制度の狭間で問題を抱える高齢者に対応すべく、関連する他分野との連携を図ります。		【主な事業】 ・高齢者あんしん相談センターによる相談支援 ・ホッとあんしん見守りネットワーク ・地域ケアエリア会議		

1-4-4	在宅生活の継続支援	  
高齢者の在宅生活を支えるためには家族介護者を支援することも重要であることから、ケアラー支援も含めた在宅介護支援を推進します。 また、ACPの普及啓発等を行うことで、自らが望む医療や介護等のケアを受け、人生の最期まで自分らしく生きることができるよう支援を行います。		【主な事業】 ・緊急時連絡システム事業 ・訪問理美容サービス事業 ・家族介護者交流事業 ・在宅医療・介護連携推進事業 ・ACP普及啓発事業 ・エンディングノートの配布
1-4-5	認知症施策の推進	  
認知症の人が尊厳を保ち、希望をもって安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指すため、認知症の正しい理解の増進と相談支援体制の整備、認知症の人や家族の社会参加の機会創出を推進します。		【主な事業】 ・チームオレンジ ・認知症カフェ ・認知症高齢者見守り事業 ・もの忘れ相談訪問事業 ・認知症サポーター養成講座 ・認知症地域支援推進員の配置
1-4-6	介護保険事業の安定運営と介護保険サービスの向上	  
人材確保の取組や介護保険サービス基盤の整備等を推進することにより、介護保険事業の安定運営を推進します。加えて、介護保険サービスの質を向上する取組や給付適正化に取り組めます。		【主な事業】 ・サービス基盤の整備 ・ケアマネジメントの質の向上 ・介護給付の適正化 ・自立支援型地域ケア会議 ・入門的研修兼認定訪問介護員合同養成研修

〔 成果指標 〕

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
要介護認定率	18.19%	21.73%以下
フレイルサポーター養成者数（累積人数）	51 人	90 人
チームオレンジ設置数	0 か所	5 か所

〔 関連する分野別計画 〕

志木市高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画 令和 6 年度～令和 9 年度
 第 5 期志木市地域福祉計画・第 3 期志木市成年後見制度利用促進基本計画
 令和 7 年度～令和 11 年度
 志木市いろは健康 2 1 プラン（第 5 期）・志木市食育推進計画（第 3 期）
 ・志木市歯と口腔の健康プラン（第 3 期） 令和 6 年度～令和 17 年度
 第 3 期志木市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）
 ・第 4 期志木市特定健康診査等実施計画 令和 6 年度～令和 11 年度

第2章 未来を支える次世代を育む

基本的施策2－1 子ども・子育て支援

〔 目指すべき方向性 〕

- 保育の質向上と多様なサービス提供に取り組むとともに、子育て家庭の孤立感・不安感軽減のため、地域での相談体制や見守り体制の充実、在宅支援や市民力を活用した子育て支援によりすべての子育て家庭を支援します。
- 施設や相談先などの情報、申請や予約手続き、健診結果などについて、適切な情報管理を行うとともに、情報発信の一元化に努めることで、住民サービスの向上と業務の効率化を目指します。

〔 現状 〕

- 妊娠期から子育て期までの一貫した相談支援体制を構築するとともに、子育てと仕事の両立支援を推進しています。
- 少子化により年少人口は減少が見込まれますが、共働き世帯や核家族の増加で子育て支援の需要は高まっています。
- 児童虐待、貧困、いじめ等、子どもを取り巻く環境は深刻化しています。
- 相談支援体制の充実、幼児教育から小学校教育への円滑な移行支援、児童の放課後における居場所づくりの拡充等、子育て家庭を地域全体で支える子育てしやすいまちづくりを進めています。

〔 課題 〕

- 少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化、地域とのつながりの変化により、子どもや子育て家庭の抱える生活課題は複雑化・複合化しており、包括的な支援体制の強化が必要です。
- デジタル技術を活用したプッシュ型の情報発信の推進や、令和7年度に開設したこども家庭センターにおける母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制の充実を図る必要があります。
- 小・中・高校生のための子どもの居場所づくりに向けた取組を進める必要があります。

〔 施策体系 〕

2-1 子ども・子育て支援

- 2-1-1 妊産婦と子ども・子育て世帯への支援
- 2-1-2 子どもと家庭の健康づくり
- 2-1-3 子どもの育ちと学びをつなげるための支援
- 2-1-4 子育てと仕事の両立
- 2-1-5 地域と連携した子育て支援

〔 具体的施策 〕

2-1-1	妊産婦と子ども・子育て世帯への支援	3 すべての人に健康と福祉を
出産や育児に伴う経済的・精神的な不安を軽減し、すべての子育て家庭が、安全・安心で楽しく子育てができるよう、支援を行うとともに、児童虐待防止に向けて連携体制の強化に努めます。 また、母子保健と児童福祉の機能を併せ持つこども家庭センターにおいて、妊産婦と子ども・子育て世帯への一体的な相談支援を行います。	【主な事業】 ・出張子育てサポーター事業 ・産後ケア事業 ・子ども医療費助成事業 ・児童虐待ゼロをめざす事業 ・ヤングケアラー家事支援事業 ・子育て短期支援事業（ショートステイ事業） ・こども誰でも通園制度 ・みつけようお気に入り保育園 ・子どもと家庭の相談室 ・ママサポあんしんタクシー事業	
2-1-2	子どもと家庭の健康づくり	3 すべての人に健康と福祉を
妊娠を望む人から子育て中の人まで、切れ目のない支援を行うしきりあしん子育てサポート事業を展開し、母子保健の充実を図ります。 また、乳幼児健診等を通じて、発育や発達に不安がある子、障がいのある子の早期発見に努めるとともに、児童発達相談センター等による適切な支援につなげます。	【主な事業】 ・乳幼児健康診査、保健指導事業 ・新生児、未熟児訪問指導事業 ・妊産婦等健康診査事業 ・不妊検査費助成事業 ・不育症検査費・治療費助成事業 ・児童発達相談センター事業 ・母子保健情報のデジタル化 ・ハグッと親子サポート事業	

2-1-3	子どもの育ちと学びをつなげるための支援	4 居場所づくり事業 あそび広場
幼児期の情緒的・知的な発達や社会性を育むとともに、幼児教育から小学校教育への円滑な移行を図ることで「小1プロブレム」を解消するため、関係機関の連携体制をさらに強化し、発達段階を踏まえた継続教育を推進します。 また、就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所づくりを推進します。		【主な事業】 ・ 幼保小子育て連絡協議会 ・ 放課後志木っ子タイム ・ 特別支援教育プログラム事業
2-1-4	子育てと仕事の両立	3 子育て支援に 事業を推進する 5 子育て支援に 事業を推進する
子育てと仕事の両立を支援するために、誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めます。 また、女性の就業率上昇や生活スタイルの変化により多様化する保育ニーズを的確に捉え、保育及び子育て環境の一層の充実を図ります。		【主な事業】 ・ 保育園運営事業 ・ 特定教育保育施設及び特定地域型保育委託等事業 ・ 学童保育クラブ運営事業 ・ 一時保育事業 ・ パパママ学級、お父さん参加事業 ・ 放課後志木っ子タイム ・ 朝の子どもの居場所づくり事業
2-1-5	地域と連携した子育て支援	3 子育て支援に 事業を推進する
地域ぐるみの子育て支援が展開されるよう、地域の活動団体等との協働の取組や交流を促進し、子育て環境の整備に努めます。 また、地域に小・中・高校生がいつでも気軽に安心して過ごすことができる居場所づくりに努めます。		【主な事業】 ・ 子どもの居場所づくり事業 ・ 児童センター、子育て支援センター運営事業 ・ 志木地区児童センター整備事業 ・ 青少年健全育成事業 ・ 母子保健推進員事業

〔 成果指標 〕

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる保護者の割合	86.8%	92.0%
「こども誰でも通園制度」の登録率	—	50.0%
学童保育クラブの待機児童数	14 人	0 人
放課後子ども教室登録率	68.1%	75.0%

〔 関連する分野別計画 〕

志木市こども計画 令和 7 年度～令和 11 年度

基本的施策２－２ 学校教育

〔 目指すべき方向性 〕

- 新しい時代に必要とされる資質・能力を育成するため、義務教育９年間における教育の質を向上させる施策を展開します。
- 地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育むための施策を展開します。
- GIGA スクール構想を踏まえた教育の情報化や、教育 DX、学校の働き方改革の実現に向けて ICT 環境整備事業を展開します。

〔 現状 〕

- 市費採用教員の配置により、本市独自の複数・少人数指導体制を整備し、きめ細かな指導を進めています。
- さまざまな特性（障がい・外国籍等）を持つ児童生徒が増加する中、それぞれのニーズに応じた支援を行っています。
- 小・中学校の不登校者数は増加傾向にあり、過去最多となっています。
- コミュニティ・スクールにおいて、地域と連携・協働した教育環境の充実に取り組んでいます。
- ICT 環境の整備や体育館・特別教室への空調設備の設置等、快適で質の高い教育環境の整備を進めています。

〔 課題 〕

- 新しい時代に必要とされる資質・能力を確実に育成するための施策を各中学校区の実態に合わせて取り組んでいく必要があります。
- GIGA スクール構想を中心とした教育 DX への取組が求められています。
- 不登校児童生徒の支援等子どもたち一人ひとりのニーズに応じた多様な支援を進める必要があります。
- 子どもたち一人ひとりの多様な個性や能力を開花させ、社会で活躍できる可能性を広げる視点からの教育の質の向上が必要です。
- よりよい学校教育を通じてよりよい社会をつくるという目標を学校と社会とが共有し、地域とともにある学校づくりに向けた体制を整えていく必要があります。
- カーボンニュートラルの視点に立った学校施設の省エネルギー化を進めるほか、地球温暖化等の影響における気温上昇に伴う暑さ対策を講じる必要があります。

〔 施策体系 〕

2-2 学校教育

- 2-2-1 子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばす教育の推進
- 2-2-2 学びの多様化に対応する環境の整備
- 2-2-3 これからの子どもたちに求められる学力・体力の育成
- 2-2-4 地域とともにある学校づくりの発展
- 2-2-5 安全で安心な学校づくり
- 2-2-6 快適な教育環境づくり

〔 具体的施策 〕

2-2-1	子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばす教育の推進	4 読みのついでに 書くついでに
小中一貫教育の推進や教職員の資質・能力をより高める効果的な教職員研修等の実施により、児童生徒の義務教育9年間の学びをつなぎ、子どもたち一人ひとりを伸ばす教育を実現します。また、GIGA スクール構想に基づいた環境を整備します。		【主な事業】 ・小中一貫教育推進事業 ・乗り入れ指導体制 ・教職員研修 ・中学校区における合同研修 ・スクールロイヤー制度 ・教育 ICT 推進事業
2-2-2	学びの多様化に対応する環境の整備	4 読みのついでに 書くついでに
児童生徒一人ひとりの教育的ニーズや置かれている状況に配慮し、特別支援教育や教育相談を一層充実させるほか、多様な学びの場を提供し、自立して社会で生きていく基礎を育てます。		【主な事業】 ・不登校対策事業 ・特別支援教育支援員派遣事業 ・教育相談事業
2-2-3	これからの子どもたちに求められる学力・体力の育成	4 読みのついでに 書くついでに
知識や技能の習得だけでなく、学びに向かう姿勢を含めた「確かな学力」を育成するため、「主体的・対話的で深い学び」を通じた教育活動に取り組みます。 また、生活習慣の改善を含めた体力の向上に取り組みます。		【主な事業】 ・複数・少人数指導体制推進事業 ・外国語教育推進事業 ・水泳授業委託事業 ・体力向上事業 ・学校給食管理事業 ・歯科衛生指導事業 ・フッ化物洗口事業

2-2-4	地域とともにある学校づくりの発展	4 あかづいて地域も あかづいて
中学校区内の小・中学校と保護者・地域が目標を共有し一体となって児童生徒の育成を図ることのできる、地域とともにある学校づくりの推進体制を構築します。		【主な事業】 ・地域に根差した教育推進事業 ・コミュニティ・スクール推進事業 ・中学校区学校運営協議会
2-2-5	安全で安心な学校づくり	4 あかづいて地域も あかづいて
学校施設について、中長期的な視点に基づき費用の平準化を踏まえた維持管理を実施することに加え、児童生徒が安全で安心して学校生活を送れるよう、環境の充実を図ります。		【主な事業】 ・学校施設長寿命化計画に基づく大規模改修事業 ・給食室大規模改修事業 ・学校樹木更新事業 ・学校巡回パトロール員・警備員配置事業 ・児童生徒動線安全化事業
2-2-6	快適な教育環境づくり	4 あかづいて地域も あかづいて
児童生徒の個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実が図れるよう学校 ICT 環境を整備するとともに、良好で快適な教育環境を整備することで、教育の質の向上を図ります。		【主な事業】 ・校務支援システムのクラウド化事業 ・学校施設照明器具 LED 化事業 ・特別教室等空調設備設置事業

〔 成果指標 〕

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
児童生徒一人ひとりの学力（埼玉県学力・学習状況調査による） ①前年度と比較して学力を伸ばした児童生徒の割合が70%以上の学年数（対象：11 学年[国語：小学 5.6 年生、中学 1.2.3 年生・算数/数学：小学 5.6 年生、中学 1.2.3 年生・英語：中学 3 年生]） ②「わからないこともあきらめずに継続して学習すること（学習方略）」の項目が前年度と比較して高まった学年数（対象：5 学年[小学 5.6 年生、中学 1.2.3 年生]）	①3 学年 ②0 学年	①8 学年 ②5 学年
児童生徒一人ひとりの体力 ①新体力テストの5段階絶対評価上位3ランクの児童生徒の割合 ②運動好きな児童生徒の割合（全国体力・運動能力、運動習慣等調査による）	①（小）68% （中）83% ②（小）86% （中）84%	①（小）80% （中）88% ②（小）95% （中）95%
多様な学びの支援 ①中学校校内支援センター稼働率 ②補習授業・ベーシックサポート・英検対策講座の参加者延べ人数	①31% ②650 名	①100% ②900 名
中学校教員が週4コマ以上の乗り入れ指導を実施している小学校数	2 校	7 校

〔 関連する分野別計画 〕

志木市小中一貫教育基本方針
志木市小中一貫教育推進計画
学校施設長寿命化計画 令和2年度～令和12年度

第3章 まちの魅力を高め、地域を活性化する

基本的施策3－1 産業振興、就業支援

〔 目指すべき方向性 〕

- 中心市街地における商業機能の集積を図るとともに、市域全体の空き店舗の活用や魅力ある店舗・商店会づくりを支援し、地域の魅力向上と活性化につなげます。
- 地域農業の活性化を図るための支援や農業を身近に親しむことができる環境づくりを行います。

〔 現状 〕

- 中心市街地活性化基本計画に基づき、新規出店支援センターにおける起業支援や、魅力的な個店の集積等、中心市街地の商業地としての活性化に向けた取組のほか、空き店舗活用をはじめとした市域全体の商業の活性化を目的とした施策を展開しています。
- 「採れたて！しきの野菜市」事業を通じて、地元農産物の購入機会の拡大に努めているほか、頑張る農家支援事業等により営農支援施策を実施しています。
- 就職支援セミナーを通じて実践的なスキルを磨く機会を提供するほか、近隣市やハローワーク朝霞と連携し雇用機会の創出に取り組んでいます。

〔 課題 〕

- 商工会やまちづくり会社と連携を強化し、中心市街地活性化や空き店舗活用に取り組み、地域経済の活性化をさらに推進する必要があります。
- 農業従事者の後継者不足や農地の集積・集約について農業委員会との連携を強化し取り組む必要があります。また、地産地消をさらに推進するために、農家の支援や販売機会の確保に取り組む必要があります。
- 社会経済環境の変化に対応した就業支援に取り組むとともに、市内中小企業の労働環境の向上に向けた支援策に取り組む必要があります。

〔 施策体系 〕

3-1 産業振興、就業支援

- 3-1-1 中小企業の経営支援
- 3-1-2 活気ある商工業の振興
- 3-1-3 地域農業の活性化
- 3-1-4 消費者の保護と自立支援
- 3-1-5 雇用の創出と就業・就労支援の充実

〔 具体的施策 〕

3-1-1	中小企業の経営支援	8 雇用創出 促進策	9 事業者・地域企業に はききつくる	12 つくばを つくる	
市内中小企業の健全な企業運営や経営の安定化を図るために、商工会と連携し、補助事業の充実や商工振興に関する情報提供、各種支援の活用方法の周知を引き続き強化します。		【主な事業】 ・ 中小企業支援情報の提供 ・ 小規模企業者融資制度 ・ 中小企業近代化資金融資制度 ・ 創業支援制度			
3-1-2	活気ある商工業の振興	8 雇用創出 促進策	9 事業者・地域企業に はききつくる	12 つくばを つくる	
商工会との連携を強化し、創意工夫を凝らした魅力ある地域活性化事業や地元商店会の育成を支援します。 また、空き店舗の増加による商業機能の低下を防ぐため、支援制度を充実することで、地域経済に元気と活気を創出します。 さらに、中心市街地エリアでの創業支援、イベント開催や情報発信の強化を通じて地域経済の活性化を図ります。		【主な事業】 ・ 商工業支援事業 ・ 空き店舗等情報登録制度（空き店舗バンク） ・ 空き店舗等活用事業補助 ・ 志木市中心市街地活性化事業費補助 ・ 志木市中心市街地リノベーション補助			
3-1-3	地域農業の活性化	2 食料 安全・安心	8 雇用創出 促進策	12 つくばを つくる	15 自然環境 保全策
地域計画で定めた目標達成に向けて、後継者不足等の課題に対し県や関係機関と連携しながら取組を進めます。 また、市内で栽培される安全・安心で新鮮な農産物を地域で消費する地産地消を引き続き推進します。		【主な事業】 ・ 市民農園 ・ 地産地消推進事業 ・ 頑張る農家支援事業 ・ 農地中間管理機構との連携			

3-1-4	消費者の保護と自立支援	10 人や店のかきまわし 16 4輪と2輪をすべての人 17 ハローワークで就労を支援しよう
消費者の安全確保を図るため、多様化・複雑化する消費者トラブルに対応した消費生活相談を実施するほか、自立した消費者の育成を目的として、地域の団体や関係機関と連携を図りながら、消費者教育の充実及び消費者トラブルに関する情報提供を行うことで、被害を未然に防止します。		【主な事業】 ・消費生活相談の実施 ・消費生活セミナーの開催 ・消費生活展の開催 ・販売事業者への立入検査の実施 ・消費者トラブルに関する情報提供
3-1-5	雇用の創出と就業・就労支援の充実	8 若年・高齢者・障がい者
ハローワークや県と連携し、雇用情報の提供、雇用相談等の充実を図り、若年層、高齢者、障がい者、外国人等、多様な就労者の働き方やライフステージに対応した就労支援に努めます。		【主な事業】 ・ジョブスポットしき ・就労支援セミナーの開催 ・シニア対象就職面接会 ・中小企業退職金共済掛金補助

〔 成果指標 〕

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
特定創業支援事業等利用者のうち年間創業者数	15 件	19 件
頑張る農家支援事業利用件数	42 件	44 件
市民農園利用率	97%	98%
消費生活相談の解決率	93.6%	95%以上
就職支援セミナー開催回数	3 回	3 回

〔 関連する分野別計画 〕

中心市街地活性化基本計画 令和 5 年度～令和 9 年度
 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
 志木市地域計画（農業経営基盤の強化の促進に関する計画） 令和 7 年度～令和 15 年度

基本的施策3－2 にぎわい創出、観光

〔 目指すべき方向性 〕

- 魅力的な空間づくりやイベントの実施を通じて、にぎわいを創出します。
- 地域の観光資源を活かした魅力あふれるまちを目指します。

〔 現状 〕

- 中心市街地活性化基本計画に基づき、新たな魅力の創出につながるチャレンジの支援や、イベント開催によるにぎわい創出に取り組んでいます。
- 各種観光事業やペDESTリアンデッキを活用した事業への支援を実施するとともに、他自治体との観光交流、民間事業者のイベントにおけるプロモーション活動を積極的に展開しています。

〔 課題 〕

- 中心市街地の活性化については、活発な商業活動が行われる環境の形成や、出歩きたくなる環境づくりを進める必要があります。
- 特に志木駅東口のペDESTリアンデッキについては、市の玄関口でもあり中心市街地の起点ともなる場所であることから、さらなるにぎわいづくりにつながるイベント開催等の取組が必要です。
- 観光協会等と連携を図り、引き続き地域の観光資源を発掘する必要があります。

〔 施策体系 〕

3-2 にぎわい創出、観光

- 3-2-1 まちのにぎわい創出
- 3-2-2 中心市街地活性化
- 3-2-3 地域の観光資源の発掘と魅力的な事業の展開

〔 具体的施策 〕

3-2-1	まちのにぎわい創出	
民間事業者や団体が実施するイベント開催を支援する等、地域のさらなる活性化に向けた取組を推進します。		【主な事業】 ・後世に残る志木市の目玉イベント ・にぎわいのまちづくり創出事業
3-2-2	中心市街地活性化	
中心市街地において魅力的な個店の集積に向けた取組を実施するとともに、志木駅東口のペDESTリアンデッキの活用を推進する等、魅力的な空間づくりやイベントの実施により、さらなるにぎわいを創出します。		【主な事業】 ・中心市街地活性化基本計画の推進 ・ペDESTリアンデッキの改修・活用
3-2-3	地域の観光資源の発掘と魅力的な事業の展開	
観光協会・志木市商工会をはじめとする関係団体と連携し、市民力を通じて観光資源の発掘や魅力的な事業展開を図ります。		【主な事業】 ・地域まつり支援事業 ・いろはの渡し事業

〔 成果指標 〕

指標	現状値（R6）	目標値（R12）
市民（団体）が、まちのにぎわい創出を目的に、開催したイベントに対する支援件数	15 件	20 件
中心市街地にかかる補助制度の利用件数	3 件	30 件

〔 関連する分野別計画 〕

志木市中心市街地活性化基本計画 令和 5 年度～令和 9 年度



基本的施策３－３ 緑地、水辺、公園

〔 目指すべき方向性 〕

- 計画的な公園の改修や斜面林等、民地に残る緑の保全を図りながら市民の活動の場、憩いの場等を提供するとともに、市街地の潤いづくりを推進します。

〔 現状 〕

- 健康で安全な生活を営むことができる住環境の創出に取り組むとともに、市民や市民団体との協働により、水辺空間の環境保全に取り組んでいます。
- 自然環境の保全のため、公共事業による環境への影響緩和や、市内に残された数少ない樹林地を土地所有者から無償で借用し、ふれあいの森として緑地の保全に努め、市民が緑とふれあえる場を提供しています。
- いろは親水公園においては、リニューアルオープン後、市内外を問わずたくさんの利用者が訪れる施設となっており、更なる公園の認知度の向上を目指し、適切な維持管理に努めています。

〔 課題 〕

- 市で管理している公園や樹林地の樹木について植樹から一定期間が経過していることから、計画的な樹木の更新等、持続可能な手法での緑地保全に努める必要があります。
- 市民活動や市民の憩いの場として、公園のさらなる魅力向上に努める必要があります。

〔 施策体系 〕

3-3 緑地、水辺、公園

3-3-1 みどり豊かな暮らし

3-3-2 安全で快適な公園の整備

〔 具体的施策 〕

3-3-1	みどり豊かな暮らし	 
	季節を感じ、自然にふれあえる憩いの場を将来にわたり確保するため、市内に残された緑地の保全に努めます。 また、保存樹木の指定による管理費の一部助成等を行い、身近なみどりを保全するとともに、市民、市民団体、事業者及び行政による緑化活動を推進します。	【主な事業】 ・緑地保全（ふれあいの森整備）事業 ・緑化推進事業
3-3-2	安全で快適な公園の整備	
	市民との協働による維持管理を進めるとともに、地域住民のニーズに合わせた遊具のリニューアル、健康遊具や防災設備の設置等、誰もが快適に過ごせる公園の整備を進めます。 また、いろは親水公園においては、魅力の向上のため民間活力を活用した管理運営を展開します。さらに、いろは親水公園以外の公園においても魅力向上に資する管理運営に努めます。	【主な事業】 ・都市公園及び児童遊園地維持管理・整備事業

〔 成果指標 〕

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
都市公園行為許可等の公園における利用申請件数	161 件	175 件
いろは親水公園の利用者数	528,501 人	550,000 人

〔 関連する分野別計画 〕

志木市自然保全再生計画	
志木市低炭素まちづくり計画	平成 26 年度～令和 32 年度
第三期志木市環境基本計画	令和元年度～令和 10 年度



基本的施策３－４ 市民協働、コミュニティ、交流

〔 目指すべき方向性 〕

- 市民一人ひとりの考え・知識・経験を活かした、市民力を発揮することのできる、市民主体のまちづくりを推進します。
- 町内会加入率の減少や地域活動の担い手不足が進む中においても、さまざまな工夫により、効果的な支援や協働の手法を展開します。

〔 現状 〕

- 市民と行政が協働した自治体経営を図るため、市民が市の施策に対して意見を述べられる制度を実施しています。
- 多世代の市民が、世代を超えて交流できる地域活動の拠点として設置したふれあい館「もくせい」では、多世代交流カフェ事業等、地域の特性を踏まえた交流事業を実施しています。
- 地域コミュニティの基盤となる町内会への加入を促進するとともに、コミュニティ協議会と連携し、各種事業を通じて、コミュニティの創造とまちの活性化に取り組んでいます。
- 地域の拠点となる町内会館等について、改修費用等の一部を補助し、地域住民が安心して利用できるよう施設整備を支援しています。
- 市内に居住する外国人が、身近に相談できる場を設けるとともに、国際交流団体等と連携し、理解と交流の推進を図っています。

〔 課題 〕

- さらなる地域コミュニティの醸成を図るため、これまで以上に町内会等の地域団体やPTA等の社会教育関係団体との連携が必要です。
- 高齢化や定年延長等の社会情勢の変化に伴い、町内会をはじめとする市民活動団体の担い手不足が進んでいます。
- 町内会への加入が停滞している大規模マンションや新たな住宅地において、町内会への加入促進、町内会活動の周知が必要です。
- 外国人住民の人口が増加していることから、日本人住民と外国人住民との交流、相互理解をより深めていくことが必要です。

〔 施策体系 〕

3-4 市民協働、コミュニティ、交流

- 3-4-1 市民とともにある市政運営の推進
- 3-4-2 市民参加と協働の推進
- 3-4-3 地域コミュニティの活性化
- 3-4-4 コミュニティ拠点の整備
- 3-4-5 異文化理解の促進

〔 具体的施策 〕

3-4-1	市民とともにある市政運営の推進	 
市民との協働によるまちづくりを推進するため、市の政策形成過程における市民参加の機会を確保するとともに、より多くの意見を得られるよう、制度の周知を図ります。		【主な事業】 ・意見公募手続制度 ・事業判定制度 ・ふれあいミーティング
3-4-2	市民参加と協働の推進	
市民をはじめとする地域の多様な主体と行政とが協働し、地域課題や行政だけでは対応が難しい課題の解決に向けた取組を推進します。 また、さまざまな資格や経験を活かし、地域活動に参加するきっかけづくりを行う等、市民力が発揮できる協働のまちづくりを推進します。		【主な事業】 ・ふれあい館「もくせい」管理運営事業 ・住民力人材バンク ・社会参加支援事業
3-4-3	地域コミュニティの活性化	
町内会をはじめとする地域のコミュニティ団体の育成や活動の支援を通じて、市民のコミュニティ意識の高揚と全市的な地域コミュニティの活性化を推進します。 また、町内会活動を支援するため、負担軽減策を段階的に進めます。		【主な事業】 ・町内会長会議 ・町内会活動等支援・育成補助 ・コミュニティ及びボランティア振興事業 ・元気の出るまちづくり活動支援事業

3-4-4	コミュニティ拠点の整備	17 ハートランド・サード 目黒区民会館
地域コミュニティの拠点である町内会館や集会所等について、安全で安心して利用できるよう、必要な整備と活用のための助成を行うとともに、地域の拠点のさらなる活用を図ります。 また、地域の世代間交流等の町内会館等を活用した活動を支援します。		【主な事業】 ・コミュニティ拠点整備支援事業 ・町内会コミュニティふれあいサロン事業
3-4-5	異文化理解の促進	10 入居者の多様性 を促進する
多文化共生社会に対する市民の理解を深めるため、外国人と日本人とが交流する異文化交流の機会を創出します。 また、外国人申請・相談サポート事業を広く周知し、外国人が住みやすい環境づくりを推進します。		【主な事業】 ・国際交流イベントの実施 ・外国人申請・相談サポート

〔 成果指標 〕

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
地域活動に参加している市民の割合(市民意識調査結果による)	20.6%	30.0%
社会参加支援事業参加者数	194 人	250 人
町内会サロン事業実施町内会数	11 町内会	20 町内会
国際交流に関するイベントを毎年開催	1 回	1 回

基本的施策3－5 生涯学習、文化振興、文化財

〔 目指すべき方向性 〕

- 心の豊かさや生きがいを求める市民の学習意欲に応える生涯学習社会の実現を目指します。
- 次代の生涯学習活動を担う後継者の育成に努めます。
- 指定文化財等の積極的な保存・活用を図るとともに、伝統文化・芸能を次世代へ継承し、地域文化の振興を図ります。

〔 現状 〕

- 生涯学習推進指針に基づき、「いつでも、どこでも、だれでも学べるまち」を目指し、市民の生涯学習ニーズに応えた事業を展開しています。
- 元気に育つ志木っ子条例に基づき、子どもたちをインターネット等によるトラブルから未然に防ぐため、情報モラル教育等を通じて各家庭におけるルール作り等を支援しています。
- 少子高齢化をはじめとした社会情勢の変化に伴い、市民団体等の加入者数は減少傾向にあります。
- 「志木の田子山富士塚」をはじめとした指定文化財等の保存・活用に努めるとともに、子ども郷土かるた大会等の事業を通じて郷土学習機会の創出に取り組んでいます。

〔 課題 〕

- 体験学習や異世代との交流による学習機会の場において、新たな参加者を呼び込む必要があります。
- 読書に親しむ環境づくりや機会の提供等の取組を継続し、読書離れが進む子どもたちに読書に興味や関心を持たせる取組を進めていく必要があります。
- 生涯学習活動の担い手について、後継者育成に向けた取組を進めていくほか、デジタル社会における高齢者の学習機会の創出等、時代に対応した事業を展開していく必要があります。
- 市指定文化財の維持管理、活用を拡充するとともに、指定を受けていない文化財についても、記録保存や周知を図ることで、隠れた魅力・郷土文化の再発見を図る必要があります。

〔 施策体系 〕

3-5 生涯学習、文化振興、文化財

- 3-5-1 新たな学びのきっかけづくり
- 3-5-2 生涯にわたり学ぶことができる環境づくり
- 3-5-3 学びが生かせるまちづくり
- 3-5-4 文化財保存・活用のつながりづくり

〔 具体的施策 〕

3-5-1	新たな学びのきっかけづくり	4 読書の習慣を みよるに	17 ハートネット 読書活動推進
ライフステージに応じた学習機会の提供や自主活動への支援を行うとともに、さまざまな体験学習や異世代との交流による学習の機会を創出し、継続的な交流へとつなげていきます。 また、家庭教育を推進する事業を展開し、家庭での教育力向上に努めます。 さらに、子ども読書活動推進計画に基づき、読書を通じた子どもたちの健やかな成長につなげる取組を推進します。		【主な事業】 ・生涯学習情報の提供 ・生涯学習相談の充実 ・いろは楽学塾 ・元気に育つ志木っ子条例関連事業の展開 ・人権教育の推進 ・子ども読書活動推進計画の推進	
3-5-2	生涯にわたり学ぶことができる環境づくり	4 読書の習慣を みよるに	
生涯学習関連施設の計画的な修繕や適切な施設管理により、学習環境の整備・充実に努めます。		【主な事業】 ・生涯学習関連施設の活用と整備 ・いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館の管理運営	
3-5-3	学びが生かせるまちづくり	4 読書の習慣を みよるに	
文化・芸術をはじめとした、学びの成果を発表する機会の充実と、体験学習等の実施により新たな担い手の育成を図ります。		【主な事業】 ・志木市民文化祭 ・志木市美術展覧会 ・志木市芸能祭 ・文化体験道場 ・放課後志木っ子タイム	

3-5-4	文化財保存・活用のつながりづくり	4 あかづいて、あかづいて あかづいて	17 ハート・オブ・ザ・シティ ハート・オブ・ザ・シティ
国指定重要有形民俗文化財「志木の田子山富士塚」をはじめとする指定文化財等を次代へつなげていけるよう、保存・活用を進めるとともに、市内外に積極的に紹介し、ふるさと意識の高揚を図ります。 また、文化財の保存・活用にかかる新たな担い手の育成を目指し、所有者や管理者、学校、関係団体等との連携を強化します。		【主な事業】 ・指定文化財等の保存と活用 ・郷土芸能フェスティバル	

〔 成果指標 〕

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
社会教育・生涯学習に関する事業数	301 事業	310 事業
市内小・中学生の不読率	小学生 1.90% 中学生 7.42%	小学生 1.90%以下 中学生 5.00%以下
生涯学習施策に対する満足度	14.7%	20.0%
学習成果の地域還元（自主事業）実績	14 件	20 件
学社融合事業実施件数	5 件	15 件

〔 関連する分野別計画 〕

志木市生涯学習推進指針

第四次志木市子ども読書活動推進計画 令和 8 年度～令和 12 年度

第4章 安全・安心、快適な暮らしを支える

基本的施策4－1 都市基盤、住宅、道路、上下水道

〔 目指すべき方向性 〕

- 災害の激甚化・頻発化等の市を取り巻く環境の変化にも対応した安全・安心なまちづくりを推進します。
- 快適な市民生活を支える道路・橋梁、上下水道等の都市基盤について、長寿命化を見据えた適正な維持管理と計画的な更新・整備を行います。

〔 現状 〕

- マンション管理適正化推進計画に基づいた、維持管理の重要性について啓発を行う等、地域の良い住環境の調和を進めています。
- 道路・橋梁等の整備・維持補修に取り組むとともに、民間事業者等により開発された有用な新技術を積極的に活用し、長寿命化や耐震化を図っています。
- 歩道の快適化、狭あい道路や水たまり等を解消する生活道路の快適化を推進しています。
- 地震や事故に強い上下水道システムの構築を図るとともに、長寿命化を目指し、計画的な維持管理、更新を進めています。

〔 課題 〕

- 人口の増加に対応して市民サービスの向上を図るため整備したインフラは、施設等の老朽化への的確かつ計画的な対応が必要です。
- 住宅確保に配慮が必要な世帯の居住の安定確保、良好な住環境の形成、現存する分譲マンションの大規模な修繕等の適正な維持管理、住宅ストックの改善が必要です。
- 計画的かつ適正と認められるマンションの管理計画の認定制度について、積極的活用を促すため、周知と啓発が必要です。
- 災害時においても水道と下水道の両方の機能を確保し、生活用水を使用可能とすることが重要です。

〔 施策体系 〕

4-1 都市基盤、住宅、道路、上下水道

- 4-1-1 持続可能なまちづくりの推進
- 4-1-2 良好な住環境施策の推進
- 4-1-3 道路環境の整備
- 4-1-4 安全な水の安定供給
- 4-1-5 下水道機能の維持向上
- 4-1-6 災害に強い上下水道システムの構築

〔 具体的施策 〕

4-1-1	持続可能なまちづくりの推進	11 はなまちづくり まちづくり
将来にわたって都市機能を適正に維持管理し、各地域が持つ特性を生かした持続可能なまちづくりを推進するとともに、景観計画に基づき良好で魅力的な景観形成を推進します。 また、高齢多死社会の到来を見据えて、朝霞地区4市共用火葬場の整備を推進します。		
【主な事業】 ・都市計画事務 ・街路事業の促進 ・一般国道254号バイパス沿道まちづくりの推進 ・景観計画の推進 ・立地適正化計画の推進 ・商業環境の維持増進を図るまちづくりの推進 ・朝霞地区4市共用火葬場整備の推進		
4-1-2	良好な住環境施策の推進	11 はなまちづくり まちづくり
誰もが安全・安心で快適に暮らすことができるよう、管理不全が発生した際、周辺地域の居住環境にも影響を及ぼすマンションの適正管理の推進をはじめとするさまざまな課題を整理し、良好な住まい・住環境の形成を目指します。		
【主な事業】 ・市営住宅の維持管理 ・マンション管理計画認定制度の普及促進		
4-1-3	道路環境の整備	11 はなまちづくり まちづくり
道路・橋梁の適切な維持管理や計画的・効率的な改修、さらには老朽化した道路の環境改善や、狭あいな生活道路の拡幅整備の推進等により、快適で安全な道路環境を確保します。		
【主な事業】 ・生活道路整備に伴う緊急車両通行路確保事業 ・宗岡志木環状線整備事業 ・生活道路快適化事業 ・樹木診断事業 ・路面下空洞調査		

4-1-4	安全な水の安定供給	6 6 11 11
水道を取り巻く時代や環境の変化に的確に対応しつつ、いつでも、どこでも、誰でも安心して使用できる水を安定供給します。		【主な事業】 ・水道ビジョンの推進 ・水道水質検査事業 ・漏水調査事業
4-1-5	下水道機能の維持向上	6 6 11 11
安全で快適な生活環境の確保及び河川等の水域の水質保全に寄与するため、引き続き下水道機能の維持向上に努めます。 また、事業の安定化と費用負担の軽減を図るため、効率的な事業運営に取り組みます。		【主な事業】 ・公共下水道整備（雨水・汚水） ・水洗化の促進 ・下水道施設の更新、適正な維持管理 ・水害対策の強化 ・老朽化及び不明水対策
4-1-6	災害に強い上下水道システムの構築	6 6 11 11
災害に強い上下水道システムの構築に向け、急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等について、上下水道一体で耐震化を推進します。		【主な事業】 ・浄水場施設更新事業 ・水道施設耐震化事業 ・上下水道耐震化事業

〔 成果指標 〕

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
道路現況調査における道路改良率	61%	70%
重要給水施設に接続する水道管路の耐震化率	23.9%	31.2%
重要施設に接続する上下水道耐震化率	水道管路 40% 下水管路 8%	水道管路 53% 下水管路 14%

〔 関連する分野別計画 〕

志木市マンション管理適正化推進計画	令和 6 年度～令和 11 年度
志木市公営住宅等長寿命化計画	平成 29 年度～令和 8 年度
志木都市計画マスタープラン	令和 4 年度～令和 23 年度
志木市立地適正化計画	平成 30 年度～令和 17 年度
志木市景観計画	
道路改良計画	令和 8 年度～令和 17 年度
舗装長寿命化修繕計画	令和 5 年度～令和 9 年度
橋梁長寿命化修繕計画	令和 2 年度～令和 11 年度
歩道快適化計画	平成 30 年度～令和 9 年度
配水管更新計画	令和 5 年度～令和 14 年度
志木市上下水道耐震化計画	令和 7 年度～令和 11 年度
志木都市計画下水道事業計画	昭和 48 年度～令和 7 年度
志木市下水道ストックマネジメント計画	令和 5 年度～令和 9 年度

基本的施策4－2 交通利便性、交通安全

〔 目指すべき方向性 〕

- 公共交通を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、交通事業者や関係機関と連携し、交通利便性の向上に取り組みます。
- 交通安全施設の整備と維持管理を行い、安全な道路交通環境の整備に努め、交通事故のない安全で安心なまちづくりを推進します。

〔 現状 〕

- 高齢者や障がい者、妊婦、未就学児の子育て世帯等の移動手段を確保する志木市デマンド交通について、料金改定を実施する等、利便性の向上を図っています。
- 放置自転車対策として、また、本市の公共交通機能を補完する交通インフラとして開始したシェアサイクル事業も、市民の足として定着してきています。
- 高齢者の運転による交通事故を防ぐため、免許返納について考えるきっかけづくりとして運転免許証自主返納啓発事業を実施しています。

〔 課題 〕

- 全国的な運転手不足や物価高騰といった状況においても、市民の交通利便性の向上に向け、新たな交通政策にかかる国の動向等を注視するとともに、交通事業者とも協議を継続する必要があります。
- 老朽化が進む交通安全施設及び駐車場施設について、定期的な施設点検と計画的な更新が必要となっています。

〔 施策体系 〕

4-2 交通利便性、交通安全

4-2-1 交通の利便性の向上

4-2-2 交通安全対策の推進

〔 具体的施策 〕

4-2-1	交通の利便性の向上	7 よりよい暮らしのために まちづくりを  11 まちを盛り上げる まちづくり  13 自然環境に 配慮したまちづくり 
デマンド交通事業やシェアサイクル事業を継続して実施するとともに、市内交通事業者との協議の場を設け、持続可能な交通施策について意見交換を行う等、誰もが暮らしやすく交通の利便性が高いまちづくりを推進します。		【主な事業】 ・交通アクセス向上事業 ・デマンド交通事業 ・シェアサイクル事業 ・志木市地域公共交通連絡調整会議
4-2-2	交通安全対策の推進	3 まちを盛り上げる まちづくり  11 まちを盛り上げる まちづくり 
関係機関と連携して交通状況や危険箇所の把握に努め、交通安全施設の整備と維持管理を行います。 また、市民一人ひとりの交通安全意識の向上を図るため、交通ルールの遵守と自転車利用者のマナー啓発、駅周辺の放置自転車対策を推進します。 さらに、高齢者による交通事故を未然に防ぐため、警察と協力した啓発活動を実施します。		【主な事業】 ・交通安全施設整備事業 ・交通安全教室の実施 ・交通安全啓発活動 ・志木駅・柳瀬川駅周辺放置自転車防止指導・撤去等業務 ・志木駅東口地下駐車場運営・指定管理事業 ・志木駅・柳瀬川駅前自転車駐車場運営・指定管理事業 ・放置自転車対策事務 ・運転免許証自主返納啓発事業

〔 成果指標 〕

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
デマンド交通登録者数	12,993 人	13,500 人
交通事故発生件数	1,162 件	1,100 件

〔 関連する分野別計画 〕

第5期埼玉県通学路整備計画 令和4年度～令和8年度



基本的施策4－3 防災・防犯

〔 目指すべき方向性 〕

- 激甚化・頻発化する災害に備え、市民の生命・身体及び財産を保護し、被害が最小限となるよう危機管理体制の整備や防災設備の効率的な配置・更新に取り組むことにより、地域の強靱化を推進します。
- 地域による防災・防犯活動を支援するとともに、空き家対策を推進し、安全で安心な地域社会の実現を目指します。

〔 現状 〕

- 緊急事態が発生した場合にも冷静な対処ができるようタイムライン(防災行動計画)や個別避難計画の作成をはじめ、防災体制の充実を図るとともに防災機能を向上させ、災害に強いまちづくりを推進しています。
- 地域の防災対策として、排水・消火設備等の維持管理に加え、防災講座や地区防災訓練、市民総合防災訓練の実施、地区別防災ガイドブックの作成等、防災意識啓発のほか、自主防災組織、自警消防隊の活動を支援しています。
- 住宅の耐震化を促進するための補助制度を設けています。
- 「犯罪に強いまち志木」のスローガンのもと、防犯カメラの設置や、38全町内会に設置された地域の自主防犯組織の活動を支援しています。
- 年2回の空き家全戸調査を実施し、適正管理の指導や相談会の実施により空き家の利活用を促進しています。

〔 課題 〕

- 災害が激甚化・頻発化する中、被害を最小限に抑えるためには自助・共助・公助の連携が要となり、市民一人ひとりの防災意識がますます重要となっています。
- 自主防災組織、消防団、自警消防隊、防犯パトロール隊員等、地域の防災・防犯活動の高齢化や担い手不足が課題となっており、幅広い世代への働きかけが必要です。
- 旧耐震基準のマンションの耐震性能の確認と向上が課題となっています。
- インターネットを悪用した闇バイトや特殊詐欺等、犯罪の手口が多様化しており、子どもから高齢者まであらゆる世代に対する注意喚起が必要です。
- 空き家等の所有者の高齢化や空き家自体の老朽化への対応が必要です。

〔 施策体系 〕

4－3 防災・防犯

- 4-3-1 水害対策
- 4-3-2 防災体制の充実
- 4-3-3 まちの防災機能の向上
- 4-3-4 緊急事態への対応強化
- 4-3-5 防犯体制の充実
- 4-3-6 消防体制の強化
- 4-3-7 空き家等対策

〔 具体的施策 〕

4-3-1	水害対策	11 防災対策 まちづくり	13 防災対策 まちづくり
近年頻発する局所的な豪雨に対応するため、浸水対策を実施すべき区域や対策目標等を定めた「雨水管理総合計画」に基づき、地域に合わせた水害対策の強化を図ります。		【主な事業】 ・可搬式排水ポンプの維持管理 ・土のうBOXの維持管理 ・雨水浸透井戸の設置 ・雨水貯留施設の設置	
4-3-2	防災体制の充実	11 防災対策 まちづくり	13 防災対策 まちづくり
地区別防災ガイドブックの活用やマイタイムラインの普及啓発により市民一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、多様性に対応した避難体制の構築や個別避難計画の作成を進めることで地域の防災力を高めます。		【主な事業】 ・地域防災計画の整備・充実 ・自主防災組織支援 ・地区別防災ガイドブックの活用 ・防災意識の啓発 ・個別避難計画の作成	
4-3-3	まちの防災機能の向上	11 防災対策 まちづくり	
大規模地震発生時の安全確保のため、既存建築物の耐震化を進めることで倒壊による道路閉塞を防ぎ、密集市街地における災害時の避難路を確保します。また、旧耐震基準の分譲マンションを含む住宅の耐震診断や耐震改修等を支援することにより住宅の耐震化を促進します。		【主な事業】 ・住宅の耐震診断及び耐震改修補助 ・危険ブロック塀の撤去改修補助	

4-3-4	緊急事態への対応強化	11 防災対策 13 危機管理
緊急事態発生時に、被害が最小限となるよう、市民の生命・身体及び財産を保護する危機管理体制を更新・整備します。また、さまざまな災害や新たな感染症の蔓延等に対応できるよう地域の強靱化を推進します。		【主な事業】 ・国民保護計画の推進 ・危機管理マニュアルの整備 ・地域強靱化計画の推進 ・新型インフルエンザ等対策行動計画の推進 ・職員への危機管理研修
4-3-5	防犯体制の充実	16 安全対策
特殊詐欺や闇バイト等、多様化する犯罪から市民の安全と安心を守るため、警察と連携し情報共有を図りながら、犯罪抑止に向けた環境づくりと地域での防犯活動を推進します。また、犯罪被害に遭われた方やその家族が平穏な生活を取り戻せるよう支援を行います。		【主な事業】 ・防犯カメラの増設 ・自主防犯意識の向上、防犯パトロール活動の支援 ・防犯灯設置・電気料補助 ・犯罪被害者等支援
4-3-6	消防体制の強化	11 防災対策 13 危機管理
消防力向上のため、消防設備等の整備や充実を図るとともに、地域の実情に応じた消防拠点の再整備を推進します。		【主な事業】 ・広域消防に伴う財政支援 ・消防団への活動支援 ・自警消防隊への活動支援 ・消防施設の整備・充実
4-3-7	空き家等対策	11 防災対策
空き家全戸調査を実施し適正管理を促すとともに、関係機関と連携し、問題が深刻化する前の早期対応や未然防止を図る対策を展開することにより、安全と美しい景観を確保します。		【主な事業】 ・空き家等バンク制度の推進 ・空き家等の適正管理の促進 ・空き家等に対する相談会の実施

〔 成果指標 〕

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
自主防災組織での防災訓練の実施率	61%	90%
旧耐震基準で、耐震性能が確認されていないマンション戸数	2,628 戸	2,128 戸
犯罪率 ※人口 1,000 人あたりの犯罪発生件数	5.2 件	4.5 件以下
消防団員数	91 人	93 人
管理不全空き家件数	5 件	0 件

〔 関連する分野別計画 〕

志木市地域防災計画	
志木市国民保護計画	
志木市危機管理計画	
志木市地域強靱化計画	
志木市建築物耐震改修促進計画	令和 8 年度～令和 12 年度
志木市空き家等対策計画	令和 8 年度～令和 12 年度

基本的施策 4－4 地球環境保全、資源利活用

〔 目指すべき方向性 〕

- ゼロカーボンシティの実現に向け、市全体の温室効果ガスの排出量削減を推進し、環境負荷の低減に向けた啓発活動に取り組みます。
- ごみの発生抑制のため、分別の徹底及び食品ロスの削減等を意識したライフスタイルの形成を推進します。

〔 現状 〕

- 志木市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの排出削減と環境負荷低減に努めています。
- 環境負荷の低減に取り組む民間企業から講師を招き、小・中学生を対象とした環境教育の講座を実施し、次代を担う子どもたちの環境意識の醸成を図っています。
- 外部講師を招き、市民向け環境講座を開催し、環境への理解を深めています。
- ごみ分別指導員が市内の各集積所を巡回し、ごみの分別等について啓発活動を行っています。
- クリーンパトロール員が市内の河川敷等を巡回し、不法投棄の防止活動を行っています。

〔 課題 〕

- 2050 年の「ゼロカーボンシティ」実現のため、市・市民・事業者が一体となり、地球温暖化対策に一層力を入れて、取り組む必要があります。
- ごみの「発生抑制」として、特に使わなくなったものを再利用する「リユース」を重点的に推進するため、手軽に取り組むことができる環境を整える必要があります。
- 世界の温室効果ガス排出量の約 1 割を占めると言われる食品ロスについて、対策を推進する必要があります。

〔 施策体系 〕

4-4 地球環境保全、資源利活用

- 4-4-1 地球温暖化対策
- 4-4-2 自然を生かす環境対策の推進
- 4-4-3 廃棄物の適正処理とごみの排出抑制

〔 具体的施策 〕

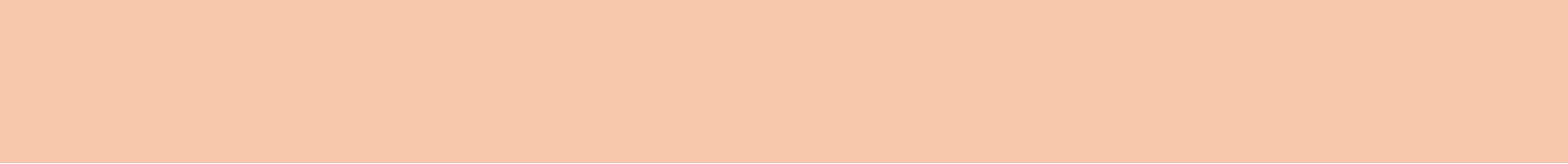
4-4-1	地球温暖化対策	7 7. 再生可能エネルギーを拡大する 9 9. 産業・製造業の持続可能な発展を促す 11 11. 持続可能な都市を築く 12 12. つくば消費の削減 13 13. 気候変動に一致する産業と地域 15 15. 陸の豊かさを保つ
2050 年の「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、市民・事業者と市が一体となった取組を推進するため、情報発信と意識啓発を推進し、市全体で脱炭素社会づくりを進めます。		【主な事業】 ・環境基本計画・地球温暖化対策実行計画の推進 ・省エネルギー機器導入の推進 ・身近にできる省エネルギー対策の啓発
4-4-2	自然を生かす環境対策の推進	11 11. 持続可能な都市を築く 12 12. つくば消費の削減 13 13. 気候変動に一致する産業と地域 14 14. 海の豊かさを増やす 15 15. 陸の豊かさを保つ
市民と行政が一体となり環境対策に取り組むことで、河川及びその周辺の緑を含めた水辺景観を保全管理し、都市環境と里山環境のバランスと調和を図ります。		【主な事業】 ・川と街をきれいにする運動推進協議会への支援 ・環境対策に向けた市民講座の開催 ・自然保全再生計画の推進 ・環境に関する啓発活動の充実 ・環境リーダーの育成
4-4-3	廃棄物の適正処理とごみの排出抑制	12 12. つくば消費の削減
ごみの分別を徹底するとともに、適切な処分方法の周知を図ります。 また、市民や事業者と協働した食品ロスの削減やリユースの推進等、ごみの発生と排出の抑制を図ります。		【主な事業】 ・ごみ分別の徹底 ・不要品の適切な処分方法の周知 ・食品ロス対策の周知と啓発 ・マイバッグの推進 ・リユース手段の拡充

〔 成果指標 〕

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
温室効果ガス排出量	225 千 t -CO ₂	153 千 t -CO ₂
一人 1 日あたりの家庭系ごみ量	442 g	434 g

〔 関連する分野別計画 〕

第三期志木市環境基本計画	令和元年度～令和 10 年度
第 7 次志木市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	令和 8 年度～令和 12 年度
志木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	令和 7 年度～令和 12 年度
志木市自然保全再生計画	
志木市一般廃棄物処理基本計画	令和 5 年度～令和 14 年度
志木市分別収集計画（第 10 期）	令和 5 年度～令和 9 年度



第5章 持続可能で成長するまちをつくる

基本的施策5－1 健全な行財政、自治体DX、公共施設マネジメント

〔 目指すべき方向性 〕

- 少子高齢化の進展による社会保障費の増加や、老朽化する公共施設の維持管理費の増加を見据え、安定的な行財政運営に努めます。
- デジタル技術を活用した効率的な行政運営を推進することで、労働人口が減少する状況においても安定した市民サービスを提供します。
- 将来を見据え、人材と財源をしっかりと確保し安定的な行財政運営に努めます。

〔 現状 〕

- 時代の変化に即した継続的な改革を進めていくため、事務事業の見直しや民間活力の積極的な導入により、経費の縮減や市民サービスの向上を図っています。
- 電子申請の導入等の「市役所に行かなくていい」仕組みづくりや、書かない窓口等、市民の視点に立った効果的かつ効率的な市政運営に努めています。
- 開庁時間の変更やビジネスカジュアル、勤務間インターバルの導入に加え、テレワークの利用拡大等、働きやすい環境づくりを推進しています。
- 公共施設等マネジメント戦略に基づき、公共施設の更新・統廃合を計画的に進めています。

〔 課題 〕

- 少子高齢化のさらなる進展に伴い、社会保障費の増加や労働人口の減少による税収減、人材確保といった課題に対応する必要があります。
- 多様化する行政需要に対し、限られた予算・職員で対応するために、民間委託やAI等のデジタル技術のさらなる活用を検討する必要があります。
- ICTの利用が苦手な方へのデジタルデバйд対策が必要です。
- 多様化する市民ニーズに対応できる職員を確保し育成するとともに、さまざまな働き方に応じた職場環境づくりや、研修のさらなる充実、適切な人事評価制度の運用等に、多角的・多面的に取り組む必要があります。

〔 施策体系 〕

5-1 健全な行財政、自治体DX、公共施設マネジメント

- 5-1-1 持続可能な行財政運営
- 5-1-2 デジタル技術を活用した業務効率化と市民サービスの向上
- 5-1-3 適正な人事管理と働き方の推進
- 5-1-4 長期的な視点を持った公共施設の最適な配置

〔 具体的施策 〕

5-1-1	持続可能な行財政運営	11 持続可能な社会を実現するための施策 16 持続可能な社会を実現するための施策
少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加や、公共施設等の老朽化による更新経費の増加等に対応するため、選択と集中による歳出の抑制を図ります。また、市税等の収納率のさらなる向上を図り、歳入の安定確保につなげることで、限られた経営資源で持続可能な行財政運営を展開します。		【主な事業】 ・指定管理者制度及び民間委託の活用 ・事務事業の見直し ・行政需要に的確に対応する組織の見直し ・民間事業者との連携強化
5-1-2	デジタル技術を活用した業務効率化と市民サービスの向上	9 持続可能な社会を実現するための施策
AIをはじめとするデジタル技術を積極的に活用することで、人口減少に伴う労働人口の減少を見据えた、効率的な行政運営を目指すとともに、多様化する市民ニーズに対応することで市民サービスの向上を図ります。 また、外部講師による研修会等を実施することで、日々進化・多様化するデジタル技術に対応できる人材を育成します。		【主な事業】 ・AI等のデジタル技術の活用 ・電子市役所の推進 ・市役所に行かなくていい仕組みづくり ・デジタルデバイド対策 ・デジタル人材育成研修会等の実施
5-1-3	適正な人事管理と働き方の推進	8 持続可能な社会を実現するための施策
志木市定員管理計画に基づいた適正な定員管理を行いながら、多様化する市民ニーズに対応できる職員を確保及び育成するとともに、さまざまな働き方に応じた職場環境づくりに、多角的・多面的に取り組むことで、職員のパフォーマンスが最大限に発揮される環境の構築を目指します。		【主な事業】 ・職員研修 ・人事評価制度 ・職員採用試験 ・働き方改革推進事業

5-1-4	長期的な視点を持った公共施設の最適な配置	11 はらぬいむらう まちづくり
公共施設等のマネジメントを積極的に行うことで、財政負担の軽減・平準化を進めます。公共施設の再整備にあたっては、サービスを低下させないように配慮しながら、コンパクトな市域を生かした施設の集約や複合化等についても検討し、公共施設の総量を削減します。	【主な事業】 ・公共施設等マネジメント戦略及び公共施設適正配置計画の推進 ・市民会館・市民体育館再整備の推進 ・公共施設等の改修の推進	

〔 成果指標 〕

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
行政改革プランの取組効果額（５か年合計）	—	200,000 千円
市税の収納率	99.35%	99.60%
コンビニ交付や電子申請により発行した住民票発行件数の割合	22%	35%
オンライン上で申請が可能な手続き	266 件	350 件
職員数	397 人	436 人

〔 関連する分野別計画 〕

志木市 ICT 戦略ビジョン

志木市定員管理計画《第 5 期》 令和 7 年度～令和 11 年度

志木市公共施設等マネジメント戦略 平成 27 年度～令和 26 年度

志木市公共施設適正配置計画～第Ⅱ期個別施設計画～ 令和 7 年度～令和 16 年度

志木市学校施設長寿命化計画 令和 2 年度～令和 41 年度

基本的施策5－2 情報公開、広報・広聴、シティプロモーション

〔 目指すべき方向性 〕

- 広報紙や市ホームページ、メール配信、ソーシャルメディア、記者発表等のさまざまなメディアを通じて、情報の性質・伝えたいターゲットを意識した情報発信を積極的かつタイムリーに実施します。
- 人口減少社会を見据えたシティプロモーションを推進し、住みたい・住み続けたいと思える志木市の魅力を市内・市外に積極的に発信します。
- デジタル技術の進展に対応した、情報セキュリティの強化を図ります。

〔 現状 〕

- 市政に関する情報を公開し、市民との情報の共有化を図ることで、公正で透明な開かれた市政運営に努めています。
- 市の施策から地域のイベントまで、さまざまな市政情報について、広報紙やホームページ、ソーシャルメディア等による分かりやすい発信に努めるとともに、市長への手紙や市民意識調査により市民の声が届く市政運営を進めています。
- 市民フォトグラファー制度による市民ならではの市の魅力発信を推進するとともに、ショート動画を活用した臨場感あふれる情報発信に努めています。
- デジタル技術の進展により、個人の情報収集や通信手段が大きく変化する中、情報セキュリティポリシーの遵守を徹底し、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に取り組んでいます。

〔 課題 〕

- 情報の性質に合わせてさまざまなメディアを活用し、それぞれの特性や強みを生かした広報・広聴活動を展開していく必要があります。
- 子育て世帯や高齢者世帯等それぞれの年代の情報収集手段は異なるため、発信手段を適切に選択する必要があります。
- 効果的なシティプロモーションを推進するため、既存資源の積極的な PR 活動と併せて、新たな魅力を発見し、発信していく必要があります。
- 急速に進展を遂げるデジタル化社会に対応したセキュリティ対策を、今後も継続する必要があります。

〔 施策体系 〕

5-2 情報公開、広報・広聴、シティプロモーション

- 5-2-1 開かれた行政の推進
- 5-2-2 広報・広聴力の強化
- 5-2-3 シティプロモーションの推進
- 5-2-4 情報セキュリティの強化、個人情報保護制度の運用

〔 具体的施策 〕

5-2-1	開かれた行政の推進	16 情報公開・透明性の向上
統計データや会議録の公開等、市民が市政をより身近に感じられる環境づくりを整備するとともに、公正で透明な開かれた市政運営を実現するため、情報公開制度の適正な運用を行います。		【主な事業】 ・情報公開制度 ・統計「しき」 ・会議録の公表 ・文書事務、情報公開制度等研修
5-2-2	広報・広聴力の強化	11 広報・広聴力の強化
広報紙の発行や市ホームページ、メール配信、ソーシャルメディア、記者発表等のさまざまなメディアを通じて、積極的かつタイムリーな情報発信を実施します。 また、幅広い市民意見を行政運営に反映させるため、市長への手紙事業や市民意識調査等を実施します。		【主な事業】 ・広報紙発行事業 ・市ホームページ事業 ・メール配信事業 ・ソーシャルメディア発信事業 ・報道各社への情報提供 ・市長への手紙事業 ・ソーシャルメディアを活用した広聴事業
5-2-3	シティプロモーションの推進	11 広報・広聴力の強化
メディアの特性や情報のターゲットを意識した積極的なプロモーション活動を推進し、住みたい・住み続けたいと思える志木市の魅力を発信します。		【主な事業】 ・ソーシャルメディアを活用したシティプロモーション
5-2-4	情報セキュリティの強化、個人情報保護制度の運用	16 情報公開・透明性の向上
デジタル技術の進展に対応した情報セキュリティ及び個人情報保護の対策を強化・徹底していくとともに、個人情報保護制度の適正な運用を行います。		【主な事業】 ・情報セキュリティ研修 ・個人情報保護制度 ・個人情報の適正な管理

〔 成果指標 〕

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
市ホームページ閲覧数	3,181,486 件/年	3,321,500 件/年
市SNS総登録者数	24,723 人	27,000 人

〔 関連する分野別計画 〕

志木市情報セキュリティポリシー



基本的施策5－3 人権、男女共同参画

〔 目指すべき方向性 〕

- 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題について正しい理解と認識を深めながら、人権意識の高揚を図り、誰一人取り残されない地域社会の実現に努めます。
- 全ての市民が性別に関わらず互いの人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。

〔 現状 〕

- 令和5年に策定した「第二次志木市同和対策の基本方針」及び「志木市人権・同和行政実施計画」に基づき、各種施策を総合的かつ効果的に推進しています。
- パネル展や図書の企画展示、市民祭りにおける啓発活動等を通じて男女共同参画意識の醸成を図るとともに、男性の家庭参画を促進しています。

〔 課題 〕

- インターネットの匿名性、拡散性を悪用した他人への誹謗中傷や差別的な書き込みといった、人権やプライバシーの侵害につながる情報がインターネット上に公開される行為が発生しています。
- 近年においても、同和地区関係者に対する差別発言や結婚等における身元調査、戸籍不正取得事件等が散見され、心理的差別の解消が課題となっています。
- 性別による固定的な役割分担意識が根強く残る中、あらゆる場における男女共同参画の意識の普及啓発等、さらなる施策の推進が求められています。

〔 施策体系 〕

5-3 人権、男女共同参画

5-3-1 誰一人取り残されない人権啓発・教育の推進

5-3-2 男女共同参画の推進

〔 具体的施策 〕

5-3-1	誰一人取り残されない人権啓発・教育の推進	1 差別をなくす 2 問題をめぐる 4 差別の根絶をめぐる 5 ジェンダー平等を推進しよう 8 差別のない社会を築こう 10 人権の尊重を推進しよう 16 人権を尊重する社会を築こう
同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向け、平成28年12月に施行された「部落差別解消推進法」及び令和4年7月に施行された「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」を踏まえ、人権意識の高揚を図ります。 また、関係機関との連携により相談体制の充実に努めます。		【主な事業】 ・人権研修会 ・企業人権問題研修会 ・人権相談 ・人権の花運動 ・人権教室（保育園・小学校・学童保育クラブ）
5-3-2	男女共同参画の推進	3 すべての人に健康と福祉を 4 差別のない社会を築こう 5 ジェンダー平等を推進しよう 8 差別のない社会を築こう 10 人権の尊重を推進しよう 16 人権を尊重する社会を築こう
あらゆる媒体や機会を活用して、男女共同参画意識の醸成を図るとともに、男性の家庭参画を積極的に促進します。 また、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、意欲を持って働くことができる環境整備に取り組めます。		【主な事業】 ・男女共同参画啓発事業 ・男女共同参画推進月間特別図書展 ・企業人権問題研修会 ・男女共同参画審議会

〔 成果指標 〕

指標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
人権研修会の参加者数	389 人	480 人

〔 関連する分野別計画 〕

第 7 次志木男女共同参画基本計画	令和 8 年度～令和 12 年度
志木市人権・同和行政実施計画	令和 5 年度～令和 9 年度



第3編

まち・ひと・しごと創生総合戦略

第3編 第三期志木市まち・ひと・しごと創生総合戦略

1 基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

国では、全国的な人口減少や少子高齢化に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度な集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保することで将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成26年9月に「まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)」(以下「法」という。)を制定し、同年11月に施行しました。

同年12月には「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び人口減少と地域経済縮小の克服やまち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指して「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定、公表され、令和元年12月には、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、「第2期国総合戦略」という。)が策定、公表されました。

さらに、令和4年12月には、第2期国戦略で掲げた社会課題について、デジタルの力を活用した解決への取組を加速化・深化させるため、第2期国総合戦略を抜本的に改訂し、令和5年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を新たに策定しています。

法第10条では、市町村は国や県の総合戦略を勘案して、区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることが規定されており、本市においても、将来にわたって活力あるまちを維持していくために、志木市の人口の現状と将来の展望を提示する「志木市人口ビジョン」を策定し、これを踏まえ、平成28年1月に第一期となる「志木市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、令和3年2月に「第二期志木市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「第二期志木市総合戦略」という。)を策定し、目標の実現に向けてさまざまな施策に取り組んできました。

この度、令和7年度をもって第二期志木市総合戦略の計画期間が終了することから、引き続き、地方創生の取組を推進するとともに、デジタルを活用した社会課題の解決を実現していくため、新たに「第三期志木市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「第三期志木市総合戦略」という。)を策定するものです。

2. 第三期志木市総合戦略の位置づけ

第三期志木市総合戦略は、志木市人口ビジョンを踏まえ、今後5か年の目標や施策の基本的方向と具体的な施策を示す計画です。

本市においては、市の最上位計画である「第二次志木市将来ビジョン」に第三期志木市総合戦略を内包し一体的に策定することで、総合的で一貫性のあるまちづくりを推進していきます。

3. 計画期間

第三期志木市総合戦略の計画期間は、「第二次志木市将来ビジョン(第六次志木市総合振興計画)前期実現計画」との整合を図り、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4. 目標指標・重要業績評価指標（KPI）の設定

第三期志木市総合戦略で設定する基本目標ごとに、総合戦略の計画期間である5年後に実現すべき成果(アウトカム)に関する目標指標を設定するとともに、基本目標ごとに掲げる具体的施策については、客観的な重要業績評価指標(KPI)を設定します。

5. デジタル田園都市国家構想総合戦略との関係

国が策定したデジタル田園都市国家構想総合戦略では、地方においては、それぞれの地域が抱える社会課題等を踏まえ、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築するとともに、効果的かつ効率的に課題解決に取り組むことができるよう、デジタルの力を活用した地域間連携やデジタル実装の推進策に取り組むことが求められています。

第三期志木市総合戦略については、デジタル田園都市国家構想総合戦略及び第3期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して策定します。

■ デジタル田園都市国家構想における施策の方向

(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

- ① 地方に仕事をつくる
- ② 人の流れをつくる
- ③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ 魅力的な地域をつくる

(2) デジタル実装の基礎条件整備

- ① デジタル基盤整備
- ② デジタル人材の育成・確保
- ③ 誰一人取り残されないための取組

6. 目指すべき将来の方向

第三期志木市総合戦略は人口ビジョンと関連する計画であることから、目指すべき将来の方向は、志木市人口ビジョンに掲げる方向と同じものとして整合を図ります。

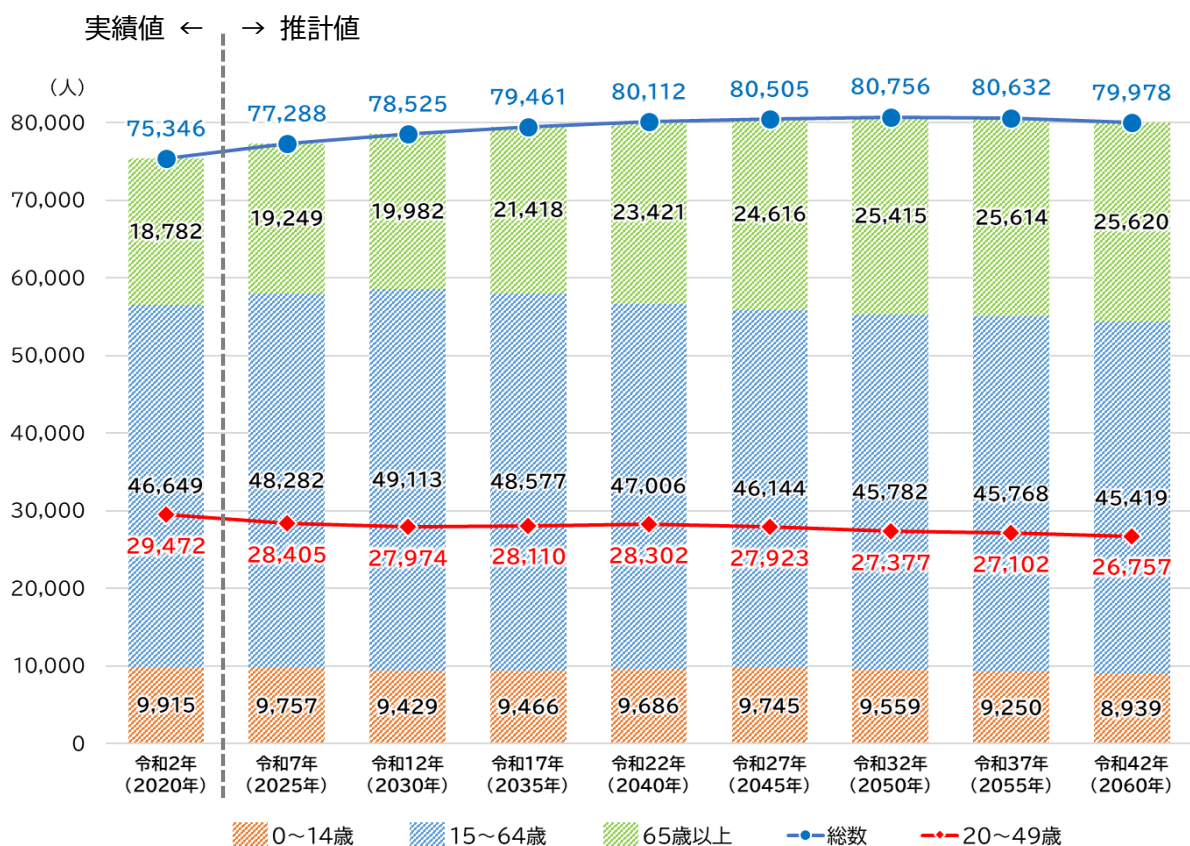
方向① 誰もが安全・安心に住み続けられるまちづくりによる人口流出の抑制

方向② 子育て世代をターゲットとした転入促進

7. 人口の将来展望

本市の将来人口については、「志木市人口ビジョン」で掲げた目標との整合を図ります。今後もまちの将来像の実現に向けた各種施策を推進していくことで、さらなる人口増加を目指します。

<志木市の将来の目標人口>

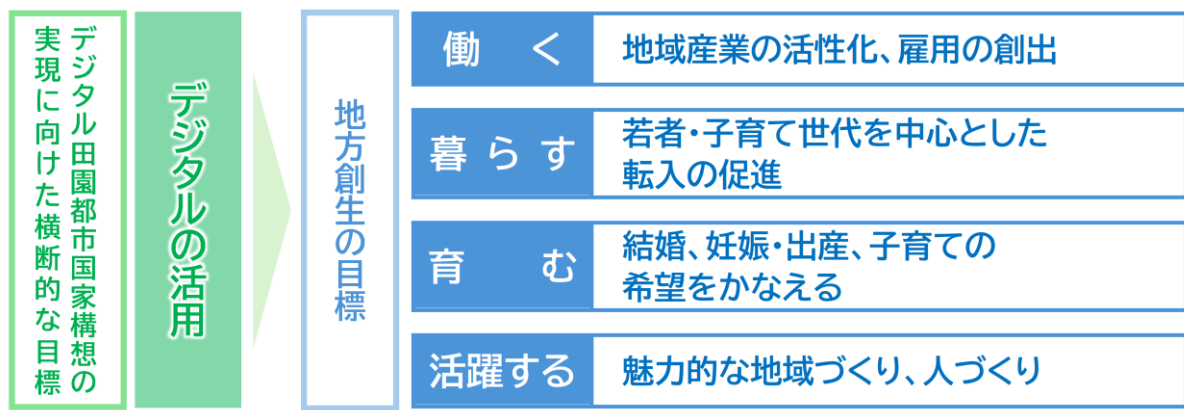


2

基本目標

第三期志木市総合戦略では、「地域産業の活性化、雇用の創出」、「若者・子育て世代を中心とした転入の促進」、「結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる」、「魅力的な地域づくり、人づくり」の4つの基本目標を設定し、まち・ひと・しごとの創生に取り組むとともに、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた横断的な目標として「デジタルの活用」を設定します。

基本目標ごとに掲げる施策は、第2編の第二次志木市将来ビジョン・前期実現計画で掲げる基本的施策及び具体的施策に紐づけて設定し、第二次志木市将来ビジョンと第三期志木市総合戦略の連動による効果的・効率的な施策展開を目指します。



横断的目標

デジタルの活用

まちづくりにかかるさまざまな分野でデジタル技術の導入を推進しながら、デジタルの力を活用した施策を横断的に展開していくことで、本市が抱える社会課題の解決をはじめ、市民サービスや地域の魅力のさらなる向上を目指します。

基本目標1
働 く

地域産業の活性化、雇用の創出

持続可能な都市として成長していくためには、地域産業の振興により地域内の経済循環を高めていくことが重要となります。都心のベッドタウンとしての性格を有する本市では、就業者の多くが市外に通勤していることから、地域産業の活性化と市内就業者数の増加を目指します。

【目標指標】

指 標	現状値(令和 6 年度)	目標値(令和12年度)
法人市民税均等割納税義務者数	2,228 社	2,300 社

【関連する具体的施策】

第二次志木市将来ビジョン・前期実現計画に示す「3-1-2 活気ある商工業の振興」、「3-2-2 中心市街地活性化」等、基本目標の達成に資する全ての具体的施策を対象とします。

【主な重要業績評価指標(KPI)】

指 標	現状値(令和 6 年度)	目標値(令和12年度)
中心市街地にかかる補助制度の利用件数	3件	30件

基本目標2
暮らす

若者・子育て世代を中心とした転入の促進

暮らしを支えるさまざまな都市機能が整備された利便性の高い居住環境づくりを推進するとともに、本市の質の高い教育の提供に向けた取組の積極的な情報発信により、これからの志木市を支える若者・子育て世代の転入促進を図ります。

【目標指標】

指 標	現状値(令和 6 年)	目標値(令和12年)
20～40歳代の転入超過数	145 人	370 人

【関連する具体的施策】

第二次志木市将来ビジョン・前期実現計画に示す「3-3-2 安全で快適な公園の整備」、「2-2-1 子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばす教育の推進」等、基本目標の達成に資する全ての具体的施策を対象とします。

【主な重要業績評価指標(KPI)】

指 標	現状値(令和 6 年度)	目標値(令和12年)
放課後子ども教室登録率	68.1%	75.0%
中学校教員が週4コマ以上の乗り入れ指導を実施している小学校数	2 校	7 校

基本目標3 育む

結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる

切れ目のない支援の充実を図りながら、結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえられる環境づくりに一体的に取り組み、「志木市で子どもを産みたい、育てたい」と思えるまちづくりを推進します。

【目標指標】

指 標	現状値(令和 6 年度)	目標値(令和12年度)
年少人口	9,316人	9,500人

【関連する具体的施策】

第二次志木市将来ビジョン・前期実現計画に示す「1-1-3 途切れることのない健康づくりの推進と環境づくり」、「2-1-1 妊産婦と子ども・子育て世帯への支援」等、基本目標の達成に資する全ての具体的施策を対象とします。

【主な重要業績評価指標(KPI)】

指 標	現状値(令和 6 年度)	目標値(令和12年度)
「こども誰でも通園制度」の登録率	—	50.0%

基本目標4 活躍する

魅力的な地域づくり、人づくり

駅前のにぎわいや河川をはじめとする豊かな自然環境、地域の特性や市民力を活かしたイベントや祭り等、本市が有する多様な魅力の維持・充実を図るとともに、それらを市内外に積極的に情報発信していくことで、本市のブランド力の向上や郷土愛の醸成、来訪者の増加を目指します。

【目標指標】

指 標	現状値(令和 6 年度)	目標値(令和12年度)
定期外乗降客数(1日平均)	41,866人	43,000人

【関連する具体的施策】

第二次志木市将来ビジョン・前期実現計画に示す「3-2-3 地域の観光資源の発掘と魅力的な事業の展開」、「5-2-3 シティプロモーションの推進」等、基本目標の達成に資する全ての具体的施策を対象とします。

【主な重要業績評価指標(KPI)】

指 標	現状値(令和 6 年度)	目標値(令和12年度)
市民(団体)が、まちのにぎわい創出を目的に、開催したイベントに対する支援件数	15件	20件
市SNS総登録者数	24,723人	27,000人